

町田市国民保護計画

(2026年度変更)

2026年8月



町 田 市

目 次

第1編 総論.....	- 8 -
第1章 町田市の責務、計画の位置づけ、構成等	- 8 -
1 市の責務及び町田市国民保護計画の位置づけ	- 8 -
2 計画の構成	- 8 -
3 計画の見直し、変更手続.....	- 9 -
第2章 国民保護措置に関する基本方針.....	- 10 -
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	- 12 -
1 市の事務.....	- 13 -
2 都の事務.....	- 14 -
3 国の事務.....	- 15 -
4 国（指定地方行政機関）の事務.....	- 15 -
5 自衛隊の事務	- 16 -
6 指定公共機関・指定地方公共機関の事務.....	- 17 -
第4章 町田市の地理的、社会的特徴	- 18 -
第2編 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態	- 30 -
第1章 町田市国民保護計画が対象とする事態.....	- 30 -
1 武力攻撃事態	- 30 -
2 緊急対処事態	- 31 -
3 本計画における留意点	- 32 -
第2章 緊急対処事態に関する読み替え.....	- 33 -
第3編 武力攻撃事態等への対処.....	- 34 -
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	- 34 -
1 事態認定前における危機管理対策会議等の招集及び初動措置	- 34 -
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応.....	- 36 -
第2章 市対策本部の設置等.....	- 37 -
1 市対策本部の設置	- 37 -
2 通信の確保	- 51 -
3 特殊標章等の交付及び管理	- 51 -
第3章 関係機関相互の連携.....	- 52 -
1 国・都の対策本部との連携.....	- 52 -
2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	- 52 -
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等.....	- 53 -
4 他の市区町村長等に対する応援の要求、事務の委託.....	- 53 -

5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	53
6	市の行う応援等	54
7	避難住民の受け入れ	55
8	自主防災組織（町内会・自治会）等に対する支援等	55
9	住民への協力要請	56
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続き	57
第5章	警報及び避難の指示等	58
第1	警報の伝達等	58
1	警報の内容の伝達・通知	58
2	警報の内容の伝達方法	59
3	知事による緊急通報の伝達及び通知	61
第2	避難住民の誘導等	62
1	避難の指示の伝達	62
2	避難実施要領の策定	63
3	避難住民の誘導	66
4	想定される避難の形態と市による誘導	70
第6章	救援	76
1	救援の実施	76
2	関係機関との連携	76
3	救援の程度及び方法の基準	76
4	救援の内容	76
第7章	安否情報の収集・提供	81
1	安否情報の収集	81
2	都に対する報告	82
3	安否情報の照会に対する回答	82
4	日本赤十字社に対する協力	83
第8章	武力攻撃災害への対処	84
第1	武力攻撃災害への対処	84
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	84
2	武力攻撃災害の兆候の通報	84
第2	応急措置等	84
1	退避の指示	85
2	警戒区域の設定	88
3	応急公用負担等	88
4	消防に関する措置等	89
第3	生活関連等施設における災害への対処等	90
1	生活関連等施設の安全確保	90

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	- 91 -
第4 NBC攻撃による災害への対処等	- 91 -
第9章 被災情報の収集及び報告	- 94 -
1 被災情報等の収集	- 94 -
2 被災情報等の報告	- 94 -
第10章 保健衛生の確保その他の措置	- 96 -
1 保健衛生の確保	- 96 -
2 廃棄物の処理	- 96 -
第11章 国民生活の安定に関する措置	- 98 -
1 生活関連物資等の価格安定	- 98 -
2 避難住民等の生活安定等	- 98 -
3 生活基盤等の確保	- 98 -
第4編 復旧等	- 99 -
第1章 応急の復旧	- 99 -
1 基本的考え方	- 99 -
2 公共的施設の応急の復旧	- 100 -
第2章 武力攻撃災害の復旧	- 101 -
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	- 102 -
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	- 102 -
2 損失補償及び損害補償	- 102 -
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	- 102 -
第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	- 103 -
第1章 初動対応力の強化	- 104 -
1 危機管理体制の強化	- 104 -
2 対処マニュアルの整備	- 105 -
3 発生現場における連携協力のための体制づくり	- 105 -
4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	- 105 -
5 装備・資機材の備蓄	- 105 -
6 訓練等の実施	- 105 -
7 住民・昼間市民への啓発	- 105 -
第2章 平時における警戒	- 107 -
1 危機情報等の把握・活用	- 107 -
2 危機情報等の共有	- 107 -
3 警戒対応	- 107 -
第3章 発生時の対処	- 108 -
1 市対策本部の設置指定が行われている場合	- 108 -

2	市対策本部の設置指定が行われていない場合	108 -
3	市災害対策本部等による対応	108 -
4	市対策本部への移行	110 -
第4章	大規模テロ等の類型に応じた対処	111 -
1	危険物質を有する施設への攻撃	111 -
2	大規模集客施設等への攻撃	111 -
3	ダーティーボムの爆発	112 -
4	大量殺傷物質による攻撃（生物剤（天然痘、炭疽菌等）の航空機等による大量散布）	113 -
5	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	114 -
6	交通機関を破壊手段とした攻撃	115 -

第6編 平素からの備え..... - 116 -

第1章	組織・体制の整備等	116 -
第1	市における組織・体制の整備	116 -
1	市の各部課における平素の業務	116 -
2	職員の参集基準等	119 -
3	警察・消防の初動体制の把握等	121 -
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	122 -
第2	関係機関との連携体制の整備	122 -
1	基本的考え方	122 -
2	都との連携	123 -
3	近接市区町村との連携	123 -
4	指定公共機関等との連携	124 -
5	事業所に対する支援	124 -
6	自主防災組織（町内会・自治会）等に対する支援	124 -
第3	通信の確保	125 -
第4	情報収集・提供等の体制整備	126 -
1	基本的考え方	126 -
2	警報等の伝達に必要な準備	128 -
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	129 -
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	132 -
第5	特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	134 -
第6	研修及び訓練	135 -
2	訓練	136 -
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	138 -
1	避難に関する基本的事項	138 -
2	避難実施要領のパターンの作成	139 -

3	救援に関する基本的事項.....	- 140 -
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	- 140 -
5	避難施設等の指定への協力	- 141 -
6	生活関連等施設の把握等.....	- 142 -
第 3 章	物資及び資機材の備蓄、整備	- 145 -
1	市における備蓄	- 145 -
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	- 145 -
第 4 章	国民保護に関する啓発	- 146 -
1	国民保護措置に関する啓発	- 146 -
2	住民がとるべき行動等に関する啓発.....	- 146 -
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	- 147 -

第 1 編 総論

第 1 章 町田市の責務、計画の位置づけ、構成等

町田市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町田市の責務を明らかにするとともに、町田市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び町田市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、町田市の国民の保護に関する計画（以下「町田市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町田市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町田市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、町田市国民保護計画を作成する。

(3) 町田市国民保護計画に定める事項

町田市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

町田市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

第 6 編 平素からの備え

資料編

3 計画の見直し、変更手続

(1) 町田市国民保護計画の見直し

町田市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町田市国民保護計画の見直しに当たっては、町田市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 町田市国民保護計画の変更手続

町田市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町田市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、町田市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町田市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、都、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。特に町田市は神奈川県との都県境域に位置することから、神奈川県内の隣接市との連携体制についても考慮する。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織（町内会・自治会）の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

図1 国民保護措置の全体の仕組み



1 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
町田市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防（消防団・消防水利事務に限る。）、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 都の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 【警視庁】 1 警報伝達の協力及び退避の指示 2 避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 救援の実施（被災者の捜索及び救出） 4 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 5 警戒区域の設定等及び退避の指示 6 緊急交通路を確保するための交通規制の実施 【東京消防庁】 1 消火、救助・救急活動 2 避難住民の誘導 3 危険物等の措置 4 警報伝達の協力 5 生活関連等施設の安全確保に対する協力

3 国の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 基本指針の策定 2 対処基本方針の策定 3 事態対策本部の設置、運営 4 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する対処基本方針に基づく総合的な推進 5 警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

4 国（指定地方行政機関）の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に關すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興

関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

5 自衛隊の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊作戦システム運用隊	

6 指定公共機関・指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 災害救援物資の備蓄及び配分 4 輸血用血液製剤の供給 5 その他の救護業務に関すること
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

第4章 町田市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

図2 町田市の位置



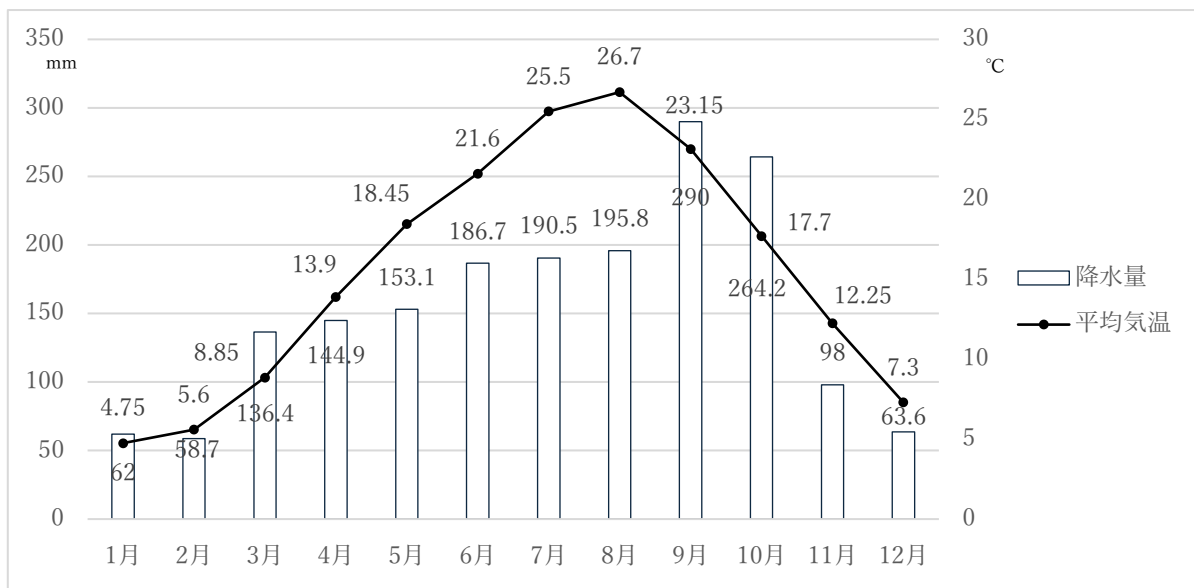
(1) 地形

町田市は、東京都の南西端に位置し、東は川崎市、西は境川を境界として相模原市、北は八王子市及び多摩市、南は横浜市及び大和市に面している。北部から東部にかけて多摩丘陵、南西部から南部にかけて相模原台地が分布している。多摩丘陵は河川による浸食が進み、起伏の多い地形となっている。一方、相模原台地は比較的平坦で北西から南部にかけて緩やかに傾斜しており、段丘地形が形成されている。また、首都圏のベッドタウン的要素の宅地開発が進み、多摩丘陵の一部は切土・盛土により造成した人工改変が行われている。

(2) 気候

町田市においては、四季を通じて比較的温暖な気候となっている。1月の平均気温は5℃程度、7月・8月の平均気温は26℃程度、年平均では15℃程度である。降水量は、夏季から秋季にかけて台風の通過により豪雨が観測される場合が多く、特に9月および10月は平均で250mmを超える。一方冬季の降雨量は少なく、月平均降水量が100mm未満となっている。

表 1 市の気候^(*)



(気象庁資料)

(3) 人口分布

町田市の人口は、高度経済成長期にベッドタウンとして急速な増加を続けてきたが、近年はかつてほどの増加は収まり微増傾向にある。2025年1月1日時点における総人口は430,170人、人口密度は6,012人/km²となっている。

昼夜別では、2020年10月1日現在において、昼間人口が389,137人、夜間人口が431,079人であり、夜間人口を100とした昼間人口指数は90.3となっている。

地域別では、全域にわたって一定の分布があるが、市の中南部において分布が多い。特に町田駅、鶴川駅、成瀬駅の各駅周辺地域では人口の集中が見られる。

年齢別では、老年人口(65歳以上)の比率が近年上昇しており、2025年1月1日現在において27.36%となっている。また、外国人人口は、9,915人である。

^(*) 値の平均値。なお、本市域内には、気象台の観測所がないことから、降水量は、直近の観測所である相模原観測所(降水量のみ観測)、気温は八王子観測所と横浜観測所のデータを整理した。

表 2 市の人口分布

		総数	比率 (%)
総世帯数		208,738	
総人口		430,170	
性別	男	209,990	48.81
	女	220,180	51.18
年齢別	年少人口 (0～14 歳)	48,621	
	生産年齢人口 (15～64 歳)	263,857	
	老年人口 (65 歳以上)	117,692	
外国人人口		9,915	
人口密度 (人/km ²)		6,012	

(出典：第 59 号 町田市統計書 (2025 年 1 月 1 日時点))

表 3 市の年齢・男女別人口

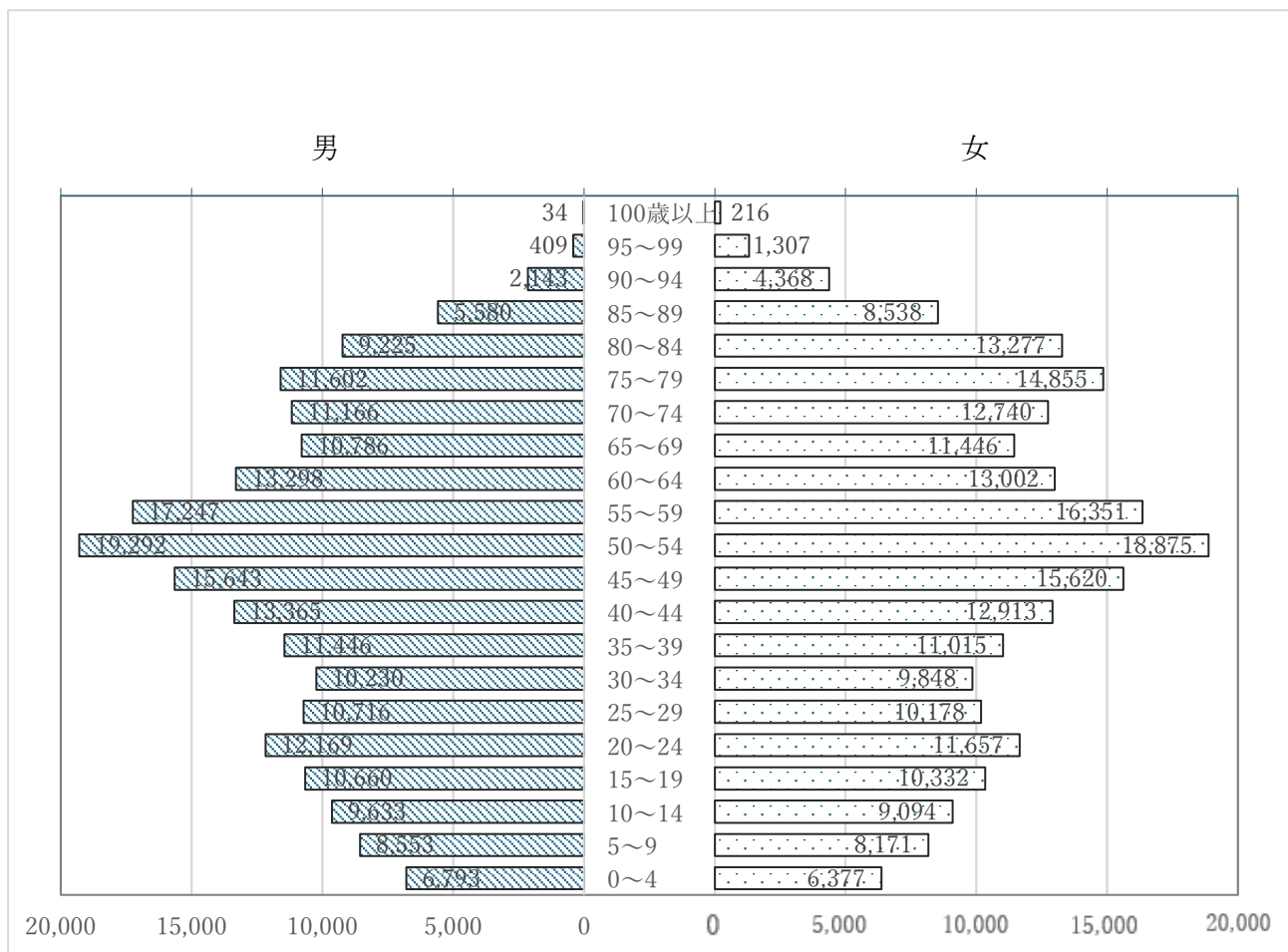
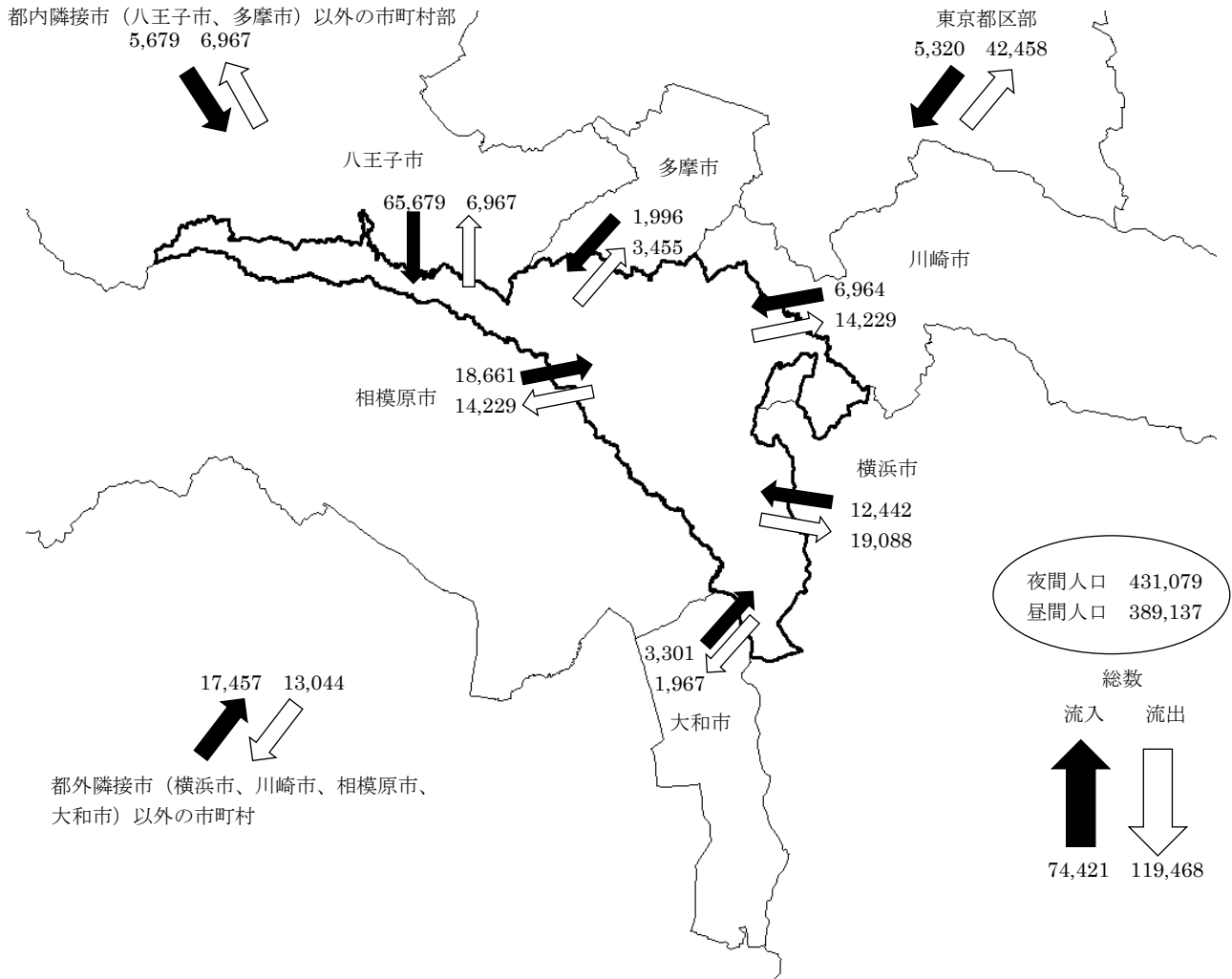


表 4 町丁別の人口及び人口密度

町丁名	人口（人）	人口密度 （人/k m ² ）	町丁名	人口（人）	人口密度 （人/k m ² ）
相原町	14,566	2,089	常磐町	4,790	5,795
旭町	4,799	7,797	中町	10,500	13,862
大蔵町	9,413	7,467	成瀬	9,622	8,252
小川	13,659	14,358	成瀬が丘	4,431	11,628
小野路町	3,522	817	成瀬台	7,856	8,718
小山ヶ丘	12,839	6,597	西成瀬	5,198	8,592
小山田桜台	3,355	6,978	根岸	2,147	5,397
小山町	19,131	8,161	根岸町	716	5,047
金井	11,446	7,468	能ヶ谷	10,585	7,549
金井ヶ丘	7,135	8,087	野津田町	10,623	3,490
金井町	12	351	原町田	16,106	15,841
金森	14,192	9,565	東玉川学園	3,225	6,121
金森東	7,024	9,281	広袴	3,299	7,295
上小山田町	4,549	1,463	広袴町	1,059	4,750
木曽西	8,808	7,218	藤の台	4,522	13,500
木曽東	13,947	10,996	本町田	20,581	7,276
木曽町	350	8,749	南大谷	11,408	8,888
高ヶ坂	10,301	8,917	南つくし野	5,928	9,328
下小山田町	3,777	977	南成瀬	10,601	9,450
真光寺	5,174	8,159	南町田	11,021	11,127
真光寺町	1,552	1,526	三輪町	6,614	3,225
図師町	8,231	2,897	三輪緑山	5,017	5,535
忠生	7,204	7,726	森野	13,280	10,266
玉川学園	16,593	7,832	薬師台	2,689	6,610
つくし野	6,396	6,298	矢部町	2,075	6,412
鶴川	11,891	9,953	山崎	757	11,782
鶴間	11,136	7,952	山崎町	14,518	6,979

（出典：第 59 号 町田市統計書（2025 年 1 月 1 日時点））

図3 町田市と隣接市の人口動態



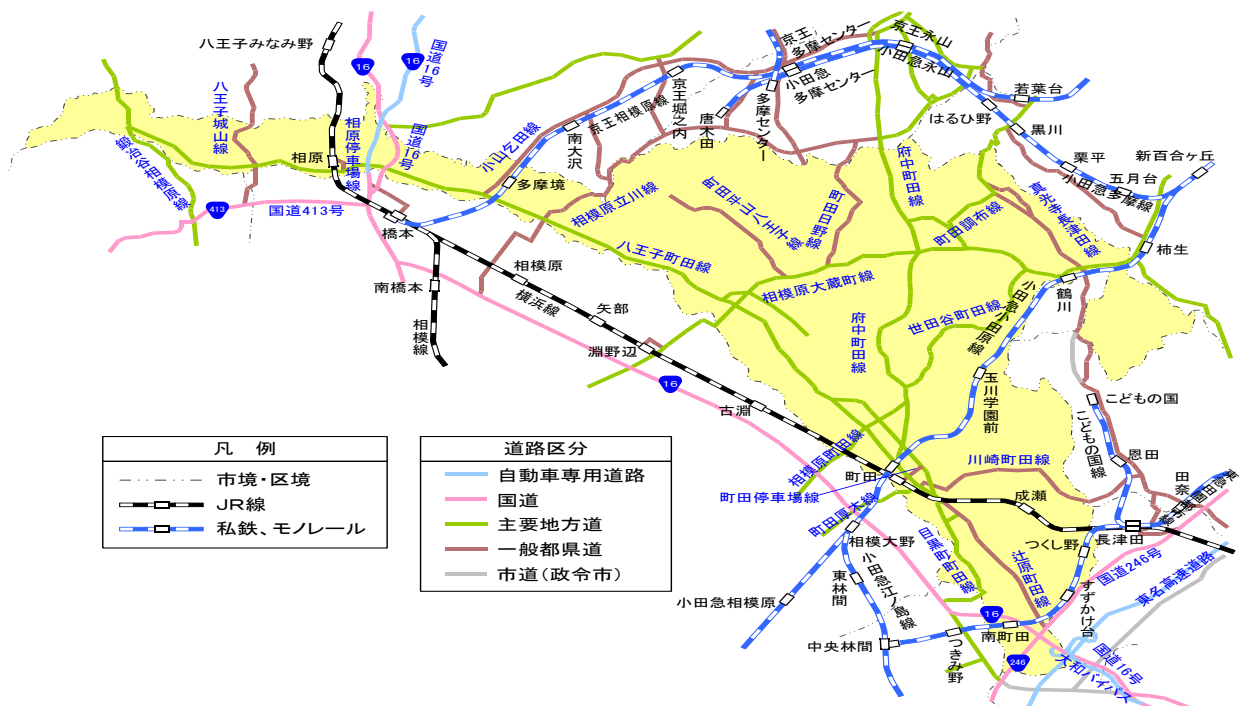
（出典：第59号 町田市統計書（2025年1月1日時点））

(4) 交通網の位置等

道路は、国道 246 号線と東名高速道路が町田市の南東端を通過しており、横浜市から大和市方面に繋がっている。また、国道 16 号線が市の西部から相模原市、大和市を経て南部を通過しており、横浜市に繋がっている。隣接市を結ぶ主要路線は、都道 47 号八王子町田線（町田街道）が境川と平行に横浜市から八王子市に伸びている。その他の幹線道路として、都道 18 号府中町田線（鎌倉街道）、19 号町田調布線（鶴川街道）、57 号相模原大蔵町線（芝溝街道）、140 号川崎町田線（成瀬街道）、158 号小山勾田線（多摩ニュータウン通り）がある。

鉄道は、北部を京王相模原線が相模原市橋本から調布方面に、中部を小田急小田原線が相模原市から新宿方面に、南部を東急田園都市線が大和市中央林間から渋谷方面にそれぞれのびている。そして、それらを北西～南東方向に縦断する J R 横浜線が連絡しており、横浜市から八王子市方面にのびている。

図 4 市の道路・鉄道網



(出典：町田市都市づくりのマスタープラン（2022 年 3 月）)

表 5 市内の駅別乗降客数（2024 年）

線名	駅名	乗車(人)	降車(人)
小田急小田原線	鶴川駅	10,992	11,045
	玉川学園前駅	7,516	7,516
	町田駅	47,043	47,356
東急田園都市線	つくし野駅	1,950	1,950
	すずかけ台駅	1,927	1,892
	南町田グランベリーパーク駅	8,554	8,589
京王相模原線	多摩境駅	3,739	3,723
JR 横浜線	成瀬駅	6,292	—
	町田駅	36,543	—
	相原駅	3,643	—

（出典：第 59 号 町田市統計書（2025 年 1 月 1 日時点））

(5) 街区状況

明治初期には八王子から横浜に続く絹の道の宿場町として原町田地区を中心として栄え、郊外に住宅開発が行われてきた。

町田駅周辺を除くと、市内の大部分が住宅地となっている。市内の建物の棟数は、2025 年 1 月 1 日現在において 120,746 棟であり、そのうち木造建物が 92,964 棟と全体の 77.0%を占めている。木造建物の大部分が住宅（91,760 棟）となっている。

表 6 市内の用途別建物の棟数・床面積

		棟数		床面積	
		(棟)	(%)	(m ²)	(%)
総数		120,746	100	21,614,978	100
木造建物			0		0
	総数	92,964	77	10,333,741	48
	住宅	91,760	76	10,203,349	47
	店舗	820	1	104,401	0
	工場・倉庫	384	0	25,991	0
非木造建物			0		0
	総数	25,585	21	9,528,748	44
	住宅アパート	15,330	13	6,255,696	29
	店舗	2,252	2	2,244,892	10
	工場	1,345	1	784,186	4
	その他	6,658	6	243,974	1
非課税建物		1,480	1	1,731,006	8
免税点以下の建物		717	1	21,483	0

(出典：第 59 号 町田市統計書 (2025 年 1 月 1 日時点))

市内の地域別街区状況は次のとおりである。

① 相原地域 (相原町)

町田市の西端に位置し、相模原市、八王子市に接している。

地域を横たわるように多摩丘陵の緑地帯が連なり、丘陵地の南側に境川が流れ、それに沿って町田街道が走っている。

地域内には、相原中央公園などの大規模な公園・緑地も見られる。

J R 横浜線相原駅を中心とした生活圏があり、法政大学や東京家政学院などの学校施設の立地も見られる。

② 小山・小山ヶ丘地域 (小山町、小山ヶ丘 1～6 丁目)

町田市の西部に位置し、相模原市、八王子市に接している。

北側は多摩丘陵、南側は境川沿いの比較的平坦な地域となっており、東西に細長く南北に高低差のある地域である。

町田街道沿いに歴史・文化資源が数多く存在するほか、多摩境通り沿道を中心に集合住宅や戸建て住宅、商業施設が立地し、まちだテクノパークでは研究・産業施設が立地している。

- ③ 北部の丘陵地域（小野路町、上小山田町の一部、下小山田町の一部、真光寺町、図師町の一部、野津田町の一部）

町田市の北部に位置し、多摩市や八王子市の多摩ニュータウンに接している。

多摩丘陵の大きな緑地帯を抱え、一帯が鶴見川の源流域となっており、複数の尾根と谷戸によって構成される丘陵地となっている。

豊かな森林や谷戸に形成された田畑、鶴見川をはじめとする数本の河川やその水源地など、市内でも自然が豊富に残る地域であり、小山田緑地、野津田公園などの大規模な公園・緑地が立地する。

- ④ 忠生地域（小山田桜台 1～2 丁目、上小山田町の一部、下小山田町の一部、図師町の一部、忠生 1～4 丁目、常盤町、根岸町、矢部町、山崎町の一部、木曽東 1～5 丁目、根岸 1～2 丁目）

町田市中央部の西部に位置し、境川を挟んで相模原市に接しており、概ね相模原台地となっている。

境川住宅や小山田桜台団地などの大規模な団地が立地するほか、土地区画整理事業の施行により都市化が進んできた地域であるが、団地開発や土地区画整理事業などが行われていない地域では農地が残るなどかつての面影を残している。

地域内には鉄道駅がなく、町田街道などにより町田駅を利用するほか、近接する相模原市内の J R 横浜線古淵駅や淵野辺駅の利用依存が高くなっている。

地域内には、忠生公園や七国山緑地保全地域の一部などの大規模な公園・緑地も立地している。

- ⑤ 本町田・薬師池地域（金井 1 丁目、金井町の一部、木曽町、野津田町の一部、本町田、薬師台 1～3 丁目、山崎町の一部、木曽東 4 丁目、山崎 1 丁目）

町田市のほぼ中央に位置し、地域を南北、東西に貫く道路が通っている。

地域の東側は丘陵地で、西側は相模原台地となっているとともに恩田川の源流域を抱えている。

地域内は、木曽山崎団地や藤の台団地等の大規模な団地が立地するほか、民間事業者の開発による住宅地も広がっている。また、薬師池・七国山周辺に観光施設も多く立地する。

- ⑥ 鶴川地域（大蔵町、金井 2～8 丁目、金井ヶ丘 1～5 丁目、金井町の一部、鶴川 1～6 丁目、広袴町、三輪町、三輪緑山 1～4 丁目、真光寺 1～3 丁目、広袴 1～4 丁目、能ヶ谷 1～7 丁目）

町田市の北東部に位置し、川崎市や横浜市に隣接している。

地域内を流れる鶴見川やその支流の周辺は低地でその他は多摩丘陵の一部をなす丘陵地となっており、起伏に富んだ地域となっている。

小田急小田原線鶴川駅は、周辺とのバス交通の発着地となっている。駅北口では 1960 年代から行われてきた土地区画整理事業が終了し、駅前の交通広場や道路な

どの基盤が整うとともに、中高層建築物が建ち並ぶ新しい街並みが形成された。

地域内は、住宅用地としての土地利用が最も多く、戸建て住宅のほか鶴川団地などの中高層住宅をはじめ、集合住宅も立地している。

地域内の商業施設は、鶴川街道や芝溝街道などの街道沿いに多く立地している。

⑦ 玉川学園・南大谷地域（玉川学園 1～8 丁目、東玉川学園 1～4 丁目、南大谷 1～7 丁目）

町田市の中央部の東側に位置し、当地域の東側は横浜市に隣接している。

地域内は、丘陵地がほとんどで、小田急線の線路周辺と恩田川が流れる南大谷付近が比較的低くなっている。

小田急小田原線玉川学園前駅周辺には商業施設が立地し、日常生活の中心的な場となっている。

地域内には、玉川学園をはじめとして昭和薬科大学や企業グラウンドなどの大規模な土地利用も見られる。

⑧ 町田中心地域（旭町 1～3 丁目、中町 1～4 丁目、原町田 1～6 丁目、森野 1～6 丁目）

町田市のほぼ中央部に位置し、西側で境川を挟んで相模原市と接している。

この地域は、相模原台地にあり、東側の恩田川沿いは斜面低地となっている。

J R 横浜線と小田急小田原線が交差する町田駅周辺は、バスの発着拠点でもあり、市内の交通ターミナルとなっており、一大広域商業拠点が形成されている。

また、この地域は住宅用地としての土地利用が最も多く、中心市街地ではマンションの建設が増加している。

⑨ 成瀬地域（高ヶ坂 1～7 丁目、成瀬 1～8 丁目、成瀬台 1～4 丁目、南成瀬 1～8 丁目、西成瀬 1～3 丁目）

町田市の南東部に位置し、当地域の東側は横浜市に接している。

成瀬台及び成瀬駅付近が丘陵地となっているほか、高ヶ坂付近は台地、恩田川とその支流周辺は低地となっている。

J R 横浜線成瀬駅を中心とした生活圏があり、成瀬街道を通じて横浜市方面との結びつきも見られる。

住宅用地としての土地利用が最も多く、戸建て住宅が主体の地域であり、商業施設は成瀬駅周辺に立地している。

⑩ 南地域（小川 1～7 丁目、金森 1～7 丁目、つくし野 1～4 丁目、鶴間 1～8 丁目、成瀬が丘 1～3 丁目、南つくし野 1～4 丁目、金森東 1～4 丁目、南町田 1～5 丁目）

町田市の南部に位置し、横浜市、大和市、相模原市と接している。

町田街道の西側は台地で、東側は丘陵地となっている。

この地域は、東急田園都市線と J R 横浜線の 2 本の鉄道網と 4 つの鉄道駅があり、南町田グランベリーパーク駅周辺は、駅の南側に大規模商業施設が立地し、広域から来街者が訪れる。

住宅用地としての土地利用が主体であるが、東名高速自動車道や国道 16 号、国道 246 号に近接しているという交通条件を背景にインターチェンジ周辺には工場、倉庫等の商業施設などの立地が見られる。

(6) 消防

町田市は、東京消防庁町田消防署（出張所（5 箇所）、分駐所（1 箇所）を含む）が、市全域を管轄している。*

市の非常備消防である町田市消防団は、市内を町田、南、鶴川、忠生、堺の 5 地区に分け、町田地区を第一分団（5 個部）、南地区を第二分団（8 個部）、鶴川地区を第三分団（9 個部）、忠生地区を第四分団（8 個部）、堺地区を第五分団（6 個部）がそれぞれ管轄している。

*町田市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁へ委託している。

(7) 警察

町田市は、警視庁町田警察署（交番（15 箇所）、駐在所（15 箇所）を含む）及び南大沢警察署（交番（1 箇所）、駐在所（3 箇所）を含む）の 2 署が管轄しており、町田警察署が小山町・小山ヶ丘・相原町を除く市全域を、南大沢警察署が相原町・小山町・小山ヶ丘をそれぞれ管轄している。

(8) その他

町田市は、都心から南西 30～40 キロメートルの東京都南西端に位置し、半島状に神奈川県と接している。昭和 40 年代に入ってから、都への業務集積を背景に勤労者のベッドタウンとして急速な人口増加をみせ、大規模な団地造成や住宅開発によって急激に都市化が進んだ。現在でも、都心方面へ通勤・通学する人が多く、人口も増加を続けている。

小田急小田原線と J R 横浜線が交差する町田駅周辺は、大規模デパートや商店が集積する大規模繁華街となっており、終日にわたって人通りが絶えない。駅の乗降客数も非常に多く、小田急小田原線町田駅の 1 日平均乗降人員が 258,628 人、J R 横浜線町田駅の一日平均乗車人員が 100,118 人(いずれも 2024 年度)となっている。

一方、前述のような地理条件から神奈川県とのつながりも強く、都県境を越えた移動を伴う生活を送っている住民も多い。特に相模原市とは文化、経済、交通などにおいて緊密なつながりを有している。

第2編 想定する武力攻撃事態及び緊急処理事態

第1章 町田市国民保護計画が対象とする事態

町田市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び都国民保護計画に基づき、武力攻撃事態4類型及び緊急処理事態4事態例を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等*を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。*NBC兵器：核（Nuclear）又は生物剤（Biological）もしくは化学剤（Chemical）を用いた兵器等

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫している事態をいう。

武力攻撃事態として、基本指針では、次の4類型が示されている。

表7 武力攻撃事態の類型

	事態類型	特徴
1	弾道ミサイル攻撃	・ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃
2	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃
3	航空攻撃	・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃
4	着上陸侵攻	・ 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃

2 緊急処理事態

緊急処理事態とは、大規模なテロ等の武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

緊急処理事態として、基本指針では、次の4事態例が示されている。

表 8 緊急処理事態の事態例

		事態例	詳細
攻撃対象施設等による分類	1	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・ 原子力事業所等の破壊 ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・ 危険物積載船への攻撃 ・ ダムの破壊
	2	多数の人が集合する施設、大規模輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破
攻撃手段による分類	3	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入
	4	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来

3 本計画における留意点

本計画では、最近の国際情勢及び大都市東京の特性を踏まえ、特に、次の二つの事態に留意する。

(1)弾道ミサイル攻撃（武力攻撃事態及び緊急処理事態）

ウクライナ危機において首都攻撃への対応の重要性が明らかになり、また、我が国の近隣ではミサイル発射が繰り返される状況にある。

本計画では、ミサイルを現実的な脅威として、ハード・ソフト両面から備えを重視する。

(2)大規模テロ等（緊急処理事態）

世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、首都東京でテロが起きた場合には、市民にも甚大な被害が想定されることから、大規模テロ等に迅速に対処すべく、本計画において実効性を確保する。

なお、サイバー攻撃について、日常茶飯事に行われており、武力攻撃や大規模テロ等の際には、より高度なサイバー攻撃・テロも想定される。これらの攻撃は、ライフラインや医療機能等に多大な影響を及ぼし、市民生活や都市活動に大きな影響を与えるおそれもあることから、関係機関等と連携し、平時から動向に注視していくとともに、有事には適切に対応していく。

第2章 緊急対処事態に関する読み替え

本計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替える。

表 9 緊急対処事態に関する読み替え

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- ・ 武力攻撃事態等対策本部長の総合調整の権限に関する規定¹
- ・ 内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・ 総合調整又は指示に基づく損失補てん
- ・ 国際人道法に関する規定
- ・ 赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- ・ 生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

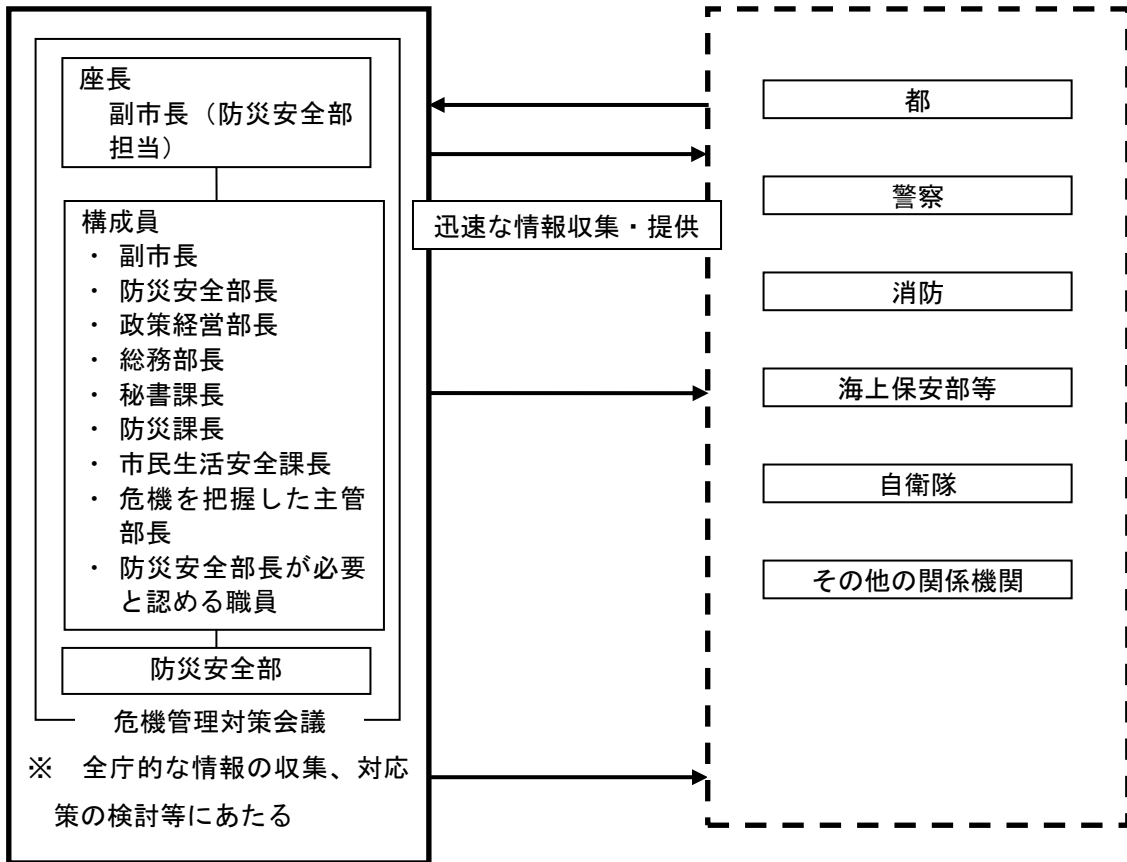
多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。また、他の市区町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における危機管理対策会議等の招集及び初動措置

(1) 危機管理対策会議等の招集

- ① 市長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合においては、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「危機管理対策会議」を招集する。

図5 危機管理対策会議の構成等



※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

② 「危機管理対策会議」は、警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理対策会議を招集した旨について、都に連絡を行う。

この場合、危機管理対策会議は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

③ 市は、市対策本部の設置指定前にあつては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、市災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

① 市は、「危機管理対策会議」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、「市災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急

措置を行う。また、市長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

② 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

③ また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の市区町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「危機管理対策会議」等を招集した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、危機管理対策会議を招集して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市は、市対策本部の設置指定があった場合、市対策本部を迅速に設置し、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部の設置は、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に危機管理対策会議等を招集していた場合は、市対策本部に切り替える（前述））。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、職員参集・安否確認システムを活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、町田市庁舎3階に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、無線（東京都防災行政無線、町田市市防災行政無線（移動系）、町田市消防団IP無線）、防災システム（東京都災害情報システム（DIS）、町田市防災システム）、画像伝送システム（テレビ会議）、電子メール、FAX等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、市対策本部長が武力攻撃事態等の発生地域、被害状況等を勘案し、市立総合体育館、サン町田旭体育館等の市が管理する公共施設から設置場所を選定し、決定する。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、都と市対策本部の設置場所について協議を行う。

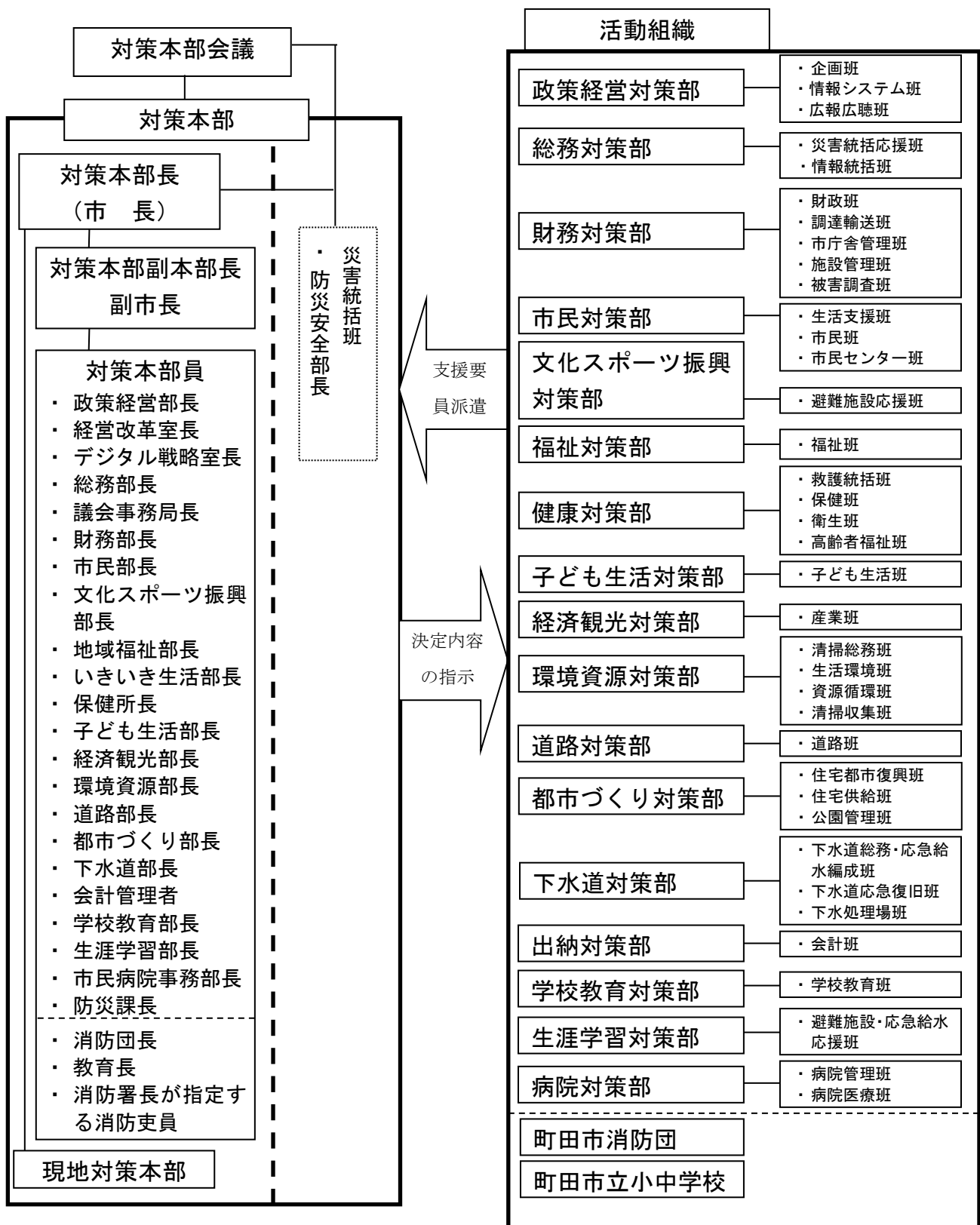
(2) 対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市に対して市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

図6 市国民保護対策本部の組織構成



※ 対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長を務める。

市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課において措置を実施する（対策本部には、必要に応じて各部課から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

表 10 市の各部課における武力攻撃事態の業務

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・室（人員）	所 掌 事 務
各班共通	各 班	○班内職員の動員、配備に関すること ○所管事項に関する被害状況及び国民保護措置等の情報収集・とりまとめに関すること ○所管施設の点検及び応急復旧に関すること ○来庁者の安全確保に関すること ○都への国民保護措置要請に関すること ○都への応援要請（各対策部・班が独立して行う活動内容に関する応援要請）に関すること ○各対策活動の財務及び庶務に関すること ○専門的支援団体（ボランティア等）の受入と関係業者との連絡・調整に関すること ○所掌事項に係る災害復興対策に関すること ○住民への協力要請に関すること ※ 被害の程度や対策の進行状況等により、他班の応援が可能な状況にあるときは、積極的に応援活動を行う。 ※ 各対策活動に必要な資機材の備蓄を行う。
国民保護対策本部付 ◎防災安全部長	【災害統括班】 班 長：防災課長 副班長：市民生活安全課長 防災課 市民生活安全課	○町田市対策本部の設置・閉鎖に関すること ○危機管理対策会議の設置及び初動対応に関すること ○本部会議の庶務に関すること ○配備態勢その他本部長命令の伝達に関すること ○総合的な応急対策の立案及び各対策部間の調整に関すること ○警報及び緊急通報の内容の伝達等に関すること ○退避の指示、警戒区域の設定に関すること ○避難実施要領、復帰に関する要領の作成に関すること ○特殊標章等の交付及び使用に関すること ○気象情報等関連情報の収受及び伝達に関すること ○国、自衛隊、都との連絡調整に関すること ・国・都の対策本部との連携に関すること ・現地対策本部に関すること ・都に対する報告に関すること ・武力攻撃災害の兆候の通報に関すること ○警察署、消防署、消防団等との連絡調整に関すること ○ライフライン等関係機関との連絡調整に関すること ○緊急物資の運送の求めに関すること ○防災行政無線の統制・活用に関すること ○各対策部への情報伝達に関すること ○議会との連絡調整に関すること ○他の自治体等との相互協力に関すること ・指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請に関すること ・他の市区長村等への応援の要求に関すること ○その他、他の対策部・班に属さないことに係る総合調整に関すること ○応急公用負担等に関すること ○防犯に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処

第2章 市対策本部の設置等

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・室(人員)	所 掌 事 務
政策経営対策部 ◎政策経営部長 ○経営改革室長 ○デジタル戦略室長	政策経営対策部 事務局 企画政策課	○政策経営対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
	【企画班】 班 長：企画政策課長 副班長：経営改革室課長 企画政策課 経営改革室	○町田市対策本部からの指令に対する具現化の指示・調整に関すること ・緊急離着陸場（臨時ヘリポート）の開設 ・公園緑地及び生産緑地等の避難広場、がれき及びごみの仮置き場、応急仮設住宅建設用地等としての利用に関する調整 ・遺体安置所の選定 ○各種支援団体の受入れに関すること ・緊急消防援助隊の受入れ ・自衛隊派遣部隊の受入れ ・他自治体からの派遣職員の受入れ ○専門職の受援に関すること ○災害復興本部に関すること ・復興方針及び復興計画の策定 ・復興対策の総合調整 ○合同慰霊祭の運営に関すること
	【情報システム班】 班長：デジタル戦略室課長 デジタル戦略室	○コンピュータシステムの保守及び復旧に関すること
	【広報広聴班】 班 長：広報課長 副班長：広聴課長 広報課 広聴課 秘書課	○広報活動に関すること ・広報紙等による広報 ・町田市ホームページからの情報提供 ○報道機関への情報提供（プレスリリース）及び調整に関すること ○本部長及び副本部長の秘書業務に関すること ○代表電話への問い合わせ対応に関すること ○被災者相談窓口の開設・運営に関すること ・相談員の派遣 ・その他災害相談に関する調整 ○災害視察及び見舞者等への対応に関すること ○災害支援等への対応に関すること
	総務対策部 事務局 総務課	○総務対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
総務対策部 ◎総務部長 ○議会事務局長 ○次長（労務担当）	【災害統括応援班】 班 長：総務課長 副班長：法務課長 総務課 法務課	○災害統括班への応援に関すること
	【情報統括班】 班 長：職員課長 副班長：工事品質課長 職員課 工事品質課 議会事務局	○職員等の動員・配備の把握に関すること ○災害対策従事職員等の給与、食事、宿泊、健康管理その他のバックアップ業務に関すること ○各対策部からの情報のとりまとめに関すること ○被害情報の収集に関すること ○避難者・負傷者・死亡者等の情報の管理に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処

第2章 市対策本部の設置等

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・室(人員)	所 掌 事 務
財務対策部 ◎財務部長 ○選挙管理委員会事務局長 ○監査事務局長 ○営繕担当部長 ○税務担当部長	財務対策部 事務局 財政課	○財務対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
	【財政班】 班 長：財政課長 財政課	○災害対策予算の調整・編成に関すること ○復興にむけての財政措置に関すること
	【調達輸送班】 班 長：契約課長 副班長：監査事務局課長 選挙管理委員会事務局課長 契約課 選挙管理委員会事務局 監査事務局	○災害対策に係る物資の調達に関すること ○備蓄・調達物資の管理及び輸送に関すること ○応援物資を管理する産業班との調整に関すること ○車両の配車受付と配車指示に関すること ○車両他輸送手段の確保及び緊急輸送の実施に関すること ・水（水タンク、給水バック）、食糧、生活必需品等応援物資の輸送 ・遺体、負傷者の搬送 等 ○下水道総務・応急給水編成班との連携に関すること ・市民への応急給水 ・給水拠点（応急給水槽・臨時応急給水所）の開設及び運営
	【市庁舎管理班】 班 長：市有財産活用課長 市有財産活用課	○諸室等を災害対応に使用するための調整 ○町田市庁舎の点検及び応急復旧に関すること
	【施設管理班】 班 長：営繕課長 営繕課	○市有施設等の点検及び応急復旧に関すること ○市有施設等の危険建築物及び危険区域の安全対策に関すること ○応急仮設住宅建設に係る住宅供給班との調整に関すること
	【被害調査班】 班 長：市民税課長 副班長：資産税課長 納税課長 市民税課 資産税課 納税課	○本庁舎周辺の災害情報の収集及び連絡に関すること ○ターミナル駅周辺の避難誘導と混乱防止に関すること ○帰宅困難者対策への協力に関すること ○建物及び宅地の被害調査に関すること ○罹災台帳の作成・罹災証明書の発行に関すること ○被災者等への税の減免等に関すること
	市民対策部 事務局 市民総務課	○市民対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
市民対策部 ◎市民部長 ○市民総務課長	【生活支援班】 班 長：市民総務課長 （兼務） 副班長：市民協働推進課長 市民総務課 市民協働推進課	○一般のボランティア・NPOの受入れの協力に関すること ○中規模会館の活用に関すること ○町内会組織との連絡調整に関すること ○くらしの復興に関すること ○買占め、売り惜しみの監視に関すること ○消費生活に関する相談、苦情処理に関すること
	【市民班】 班 長：市民課長 市民課	○遺体の収容、検視検案所の開設・運営に関すること ・火葬場の被害状況及び運営状況の調査に関すること ○死亡届出受理、埋火葬許可及び火葬に関すること ○身元不明遺骨等の生活環境班への引継ぎに関すること
	【市民センター班】 班 長：各市民センター所長 忠生市民センター 南市民センター なるせ駅前市民センター 鶴川市民センター 堺市民センター 小山市民センター	○地域の情報拠点としての災害情報の収集及び連絡に関すること ○消防団分団本部の開設に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処

第2章 市対策本部の設置等

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・室(人員)	所 掌 事 務
文化スポーツ振興対策部 ◎文化スポーツ振興部長	文化スポーツ振興対策部 事務局 文化振興課	○文化スポーツ振興対策部が実施する災害対策活動に係る取りまとめに関すること ・ 対策部長との連絡調整 ・ 活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・ 他の対策部との連絡調整等
	【避難施設応援班】 班 長：文化振興課長（兼務） 副班長：スポーツ振興課長 文化振興課 スポーツ振興課 美術館課	○所管施設の点検及び維持管理に関すること ・ 所管施設の美術資料の被害拡大防止に関すること ・ 文化財保護活動に関すること ○福祉班との連携に関すること ・ 避難施設の開設及び運営 等 ○国際交流関係団体との連絡調整に関すること ○所管施設の活用に関すること ・ 応援隊の受け入れ施設としての活用 ○外国人被災者の対応に関すること ・ 東京都防災（語学）ボランティアの受入れ、市内各所への派遣、及び国際交流団との連絡調整 ・ 外国人被災者への情報提供
福祉対策部 ◎地域福祉部長 ○福祉総務課長	福祉対策部 事務局 福祉総務課	○福祉対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・ 対策部長との連絡調整 ・ 活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・ 他の対策部との連絡調整 等
	【福祉班】 班 長：福祉総務課長（兼務） 副班長：生活援護課長 福祉総務課 指導監査課 生活援護課 障がい福祉課	○避難施設の開設及び運営に関すること ○要配慮者の救援及び避難誘導に関すること ○二次避難施設（障がい者施設）の統括に関すること ○二次避難施設の開設、運営に関すること ○ボランティアに関すること ・ 東京都災害ボランティアセンター、赤十字奉仕団及び個人ボランティアとの連携・調整 ・ 町田市社会福祉協議会へ災害時ボランティアセンターの設置・運営の要請 ・ ボランティア等への各対策部からの要請受付及び調整 ○被災者の生活支援に関すること ○義援金の募集及び受付並びに配分計画の立案及び配布に関すること ○支援金、弔慰金等の支給・貸付に関すること ○くらしの復興に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処

第2章 市対策本部の設置等

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・室(人員)	所 掌 事 務
健康対策部 ◎いきいき生活部長 ○保健所長 ○いきいき総務課長 ○保健総務課長	健康対策部事務局 いきいき総務課 保健総務課	○健康対策部が実施する災害対策活動に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
	【救護統括班】 班 長：保健総務課長 副班長：保険年金課長 健康推進課長 保健総務課 保険年金課 健康推進課	○医師会、歯科医師会、薬剤師会等医療関係団体または医療機関との連携及び調整に関すること ○市災害医療コーディネーターとの連携及び調整に関すること ○病院対策部との連絡調整に関すること ○応急医療救護に関すること ○救護所の設置及び管理に関すること ○医療機関等の情報収集に関すること ○医療器材、薬品等の備蓄及び調達に関すること ○専門職の受援に関すること ○医療救護に関する応援の要請に関すること ○負傷者等の搬送の調整に関すること
	【保健衛生班】 班 長：保健予防課長 副班長：生活衛生課長 保健予防課長 生活衛生課 保健予防課	○保健衛生に関すること ・被災者の健康管理（感染予防、心のケア及びエコノミークラス症候群対策、巡回医療等） ○妊産婦への対応に関すること ○要配慮者の特殊医療（人工透析等）の相談・支援に関すること ○獣医師会、支援ボランティアとの連携調整に関すること ○感染症の予防及び拡大防止、防疫活動に関すること ○食品の安全確保に関すること ○飲料水の安全等環境衛生の確保に関すること ○避難施設での飼育動物（ペット）対策に関すること ○被災動物の保護に関すること ○くらしの復興に関すること
子ども生活対策部 ◎子ども生活部長 ○子ども総務課長	【高齢者福祉班】 班 長：いきいき総務課長 副班長：高齢者福祉課長 介護保険課長 いきいき総務課 高齢者福祉課 介護保険課	○要配慮者の救援及び避難誘導に関すること ○二次避難施設の開設及び運営に関すること ○被災高齢者の生活支援に関すること ○高齢者福祉団体との連絡調整に関すること ○福祉班への応援に関すること
	子ども生活対策部 事務局 子ども総務課	○子ども生活対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
	【子ども生活班】 班 長：子ども総務課長 （兼務） 副班長：児童青少年課長 保育・幼稚園課長 子育て推進課長 子ども総務課 児童青少年課 保育・幼稚園課 子育て推進課 子ども家庭支援課 子供発達支援課	○保育に関する総合調整に関すること ○乳幼児及び児童の救助救援及び保護に関すること ○各保育施設及び幼稚園等との連絡調整に関すること ○緊急保育に関すること ○乳幼児及び児童に係る相談に関すること ○応急保育に関すること ○くらしの復興に関すること ○所管施設の点検、維持管理及び活用に関すること ○福祉班との連携に関すること ・避難施設の開設及び運営

第3編 武力攻撃事態等への対処

第2章 市対策本部の設置等

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・室(人員)	所 掌 事 務
経済観光対策部 ◎経済観光部長 ○北部・農政担当部長 ○農業委員会事務局長	経済観光対策部 事務局 産業政策課	○経済観光対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等 ○応援物資集積所の開設及び運営等
	【産業班】 班 長：産業政策課長 副班長：農業振興課長 産業政策課 観光まちづくり課 農業振興課 農業委員会事務局	○商工農業関係被害の調査に関すること ○商店等の早期営業再開に向けての調整に関すること ○産業復興に関すること ○商工農業関係の融資等に関すること ・商工会議所、農協等関係団体との連絡調整
環境資源対策部 ◎環境資源部長 ○循環型施設担当部長	環境資源対策部 事務局 環境政策課	○環境資源対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
	【清掃総務班】 班 長：環境政策課長 副班長：循環型施設整備課長 環境政策課 循環型施設整備課	○災害ごみの収集・処理に係る総合調整に関すること ・災害ごみの収集・処理計画の作成 ・収集、焼却の応援要請 等 ○関係業者の指導及び連絡調整に関すること
	【生活環境班】 班 長：環境共生課長 環境共生課	○毒物・有害化学物質を保管する事業所の状況把握に関すること ○身元不明遺骨及び遺留金品等の市民班からの引継ぎに関すること
	【清掃工場支部】 支部長：循環型施設管理課長 副支部長：ごみ収集課長 【資源循環班】 班 長：循環型施設管理課長 副班長：循環型施設管理課 担当課長 循環型施設管理課 環境政策課	○清掃工場支部が実施する災害対策活動に係る取りまとめに関すること ・環境資源対策部事務局との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ○災害廃棄物の収集及び処理に関すること ・災害廃棄物、生活ごみの収集及び処理計画の立案 ・収集及び焼却の応援要請依頼等
	【清掃収集班】 班 長：ごみ収集課長 副班長：ごみ収集課 担当課長 ごみ収集課	○土木班の道路啓開への応援に関すること ○調達・輸送班への応援（車両の運転等）に関すること ○災害ごみの収集に関すること ○へい死動物の収容に関すること
道路対策部 ◎道路部長 ○道路政策課長	道路対策部 事務局 道路政策課	○道路対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
	【道路班】 班 長：道路管理課長 副班長：道路整備課長 ：道路維持課長 道路政策課 道路整備課 道路管理課 道路維持課	○道路啓開に関すること ○道路通行不能時の誘導協力に関すること ○道路及び橋梁等の応急点検に関すること ○道路施設等の水防活動及び他の水防活動への支援に関すること ○重機及び資機材を使った災害活動への応援に関すること ○道路及び橋梁等の応急復旧に関すること ○下水道対策部が実施する下水道施設及び河川・水路の応急復旧活動への 応援に関すること ○応急対策用資機材の調達に関すること ○がれき、その他の障害物の除去に関すること ○建設業団体等との連絡調整に関すること ○都市復興に関すること ○公共土木施設の本復旧に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処

第2章 市対策本部の設置等

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・室(人員)	所 掌 事 務
都市づくり対策部 ◎都市づくり部長 ○都市整備担当部長	都市づくり対策部 事務局 都市政策課	○都市づくり対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
	【住宅都市復興班】 班 長：都市政策課長 副班長：建築開発審査課長 都市政策課 土地利用調整課 地区街づくり課 交通事業推進課 建築開発審査課	○民間住宅等の応急危険度判定実施本部の設置及び判定実施計画の立案に関すること ○斜面災害に関すること ○民間住宅等の応急危険度判定の実施に関すること ・応急危険度判定員の召集・班分け ・民間住宅等の危険建築物・危険区域等の安全対策 ○被災宅地の危険度判定に関すること ○住宅の新築・改築及び宅地改修等の相談に関すること ○復興まちづくりに関すること
	【住宅供給班】 班 長：住宅課長 住宅課	○市営住宅の応急復旧に関すること ○応急仮設住宅等建設用地の確保及び建設に関すること ○市営住宅及びその他の住宅供給に関すること ○住宅復興に関すること ○応急仮設住宅等への入居受付に関すること
	【公園管理班】 班 長：公園緑地課長 公園緑地課	○公園緑地等の災害対応に関すること ○道路班への応援に関すること ○公園緑地等の利用に関すること ・避難広場、がれき及びごみの仮置き場、応急仮設住宅等建設地 等 ○所管施設の活用に関すること ・避難施設及び応援隊の受け入れ施設としての活用 ○重機及び資機材を使った災害活動への応援に関すること
下水道対策部 ◎下水道部長 ○下水道経営総務課	下水道対策部 事務局 下水道経営総務課	○下水道対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
	【下水道総務・応急給水編成班】 班 長：下水道経営総務課長 (兼務) 下水道経営総務課	○下水道施設及び河川・水路の水防活動に関すること ○下水道施設及び水路の応急復旧計画に関すること ○都市復興に関すること ○下水道施設等への悪質汚水流出（水質事故）に関する情報収集及び関係機関への連絡に関すること ○応急給水拠点の開設調整及び避難施設・応急給水応援班の編成に関すること ○広報広聴班、調達輸送班、避難施設・応急給水応援班との連絡調整に関すること ○開設された拠点からの情報収集及び各種対応の調整に関すること
	【下水道応急復旧班】 班 長：下水道管理課長 副班長：下水道整備課長 下水道管理課 下水道整備課	○下水道施設及び河川・水路の水防活動に関すること ○下水道施設及び水路の点検及び被害状況調査に関すること ○し尿の緊急収集・運搬に関すること ○下水道施設及び水路の応急復旧に関すること ○仮設トイレの設置及び管理に関すること
	【下水処理場班】 班長：水再生センター所長 水再生センター	○下水処理施設の点検に関すること ○下水処理施設の応急復旧に関すること
出納対策部 ◎会計管理者 ○会計課長	出納対策部 事務局 会計課	○出納対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
	【会計班】 班 長：会計課長（兼務） 会計課	○災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関すること ○指定金融機関との調整に関すること ○災害対策に係る決算に関すること

第3編 武力攻撃事態等への対処

第2章 市対策本部の設置等

対策部の名称 ◎：対策部長 ○：対策副部長	【班の名称】 構成する課・室(人員)	所 掌 事 務
学校教育対策部 ◎学校教育部長 ○教育総務課長	学校教育対策部 事務局 教育総務課	○学校教育対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・対策部内の情報収集及び連絡調整 ・他の対策部との連絡調整 等
	【学校教育班】 班 長：教育総務課長 (兼務) 副班長：施設課長 ：学務課長 教育総務課 新たな学校づくり推進課 施設課 学務課 保健給食課 指導課 教育センター	○児童及び生徒の避難・救援に関すること ○児童及び生徒の安否確認に関すること ○避難施設の開設及び運営に関すること ○避難施設に関すること ・開設及び運営に係る福祉班との調整に関すること ・市立小中学校との調整に関すること ○学校施設の応急復旧に関すること ○応急教育の実施及び学校教育の再開に関すること ・被災生徒への学用品の供与 ・学校教育体制の再建 等 ○被災学校施設の復興に関すること
生涯学習対策部 ◎生涯学習部長 ○生涯学習総務課長	生涯学習対策部 事務局 生涯学習総務課	○生涯学習対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
	【避難施設応援班】 班 長：生涯学習総務課長 (兼務) 副班長：図書館長 生涯学習総務課 図書館 生涯学習センター	○所管施設の点検、維持管理に関すること ○福祉班との連携に関すること ・避難施設の開設及び運営 ○給水拠点（応急給水槽・臨時応急給水所）の開設及び運営に関すること ・都水道局により開設された浄水所、給水所等の応急給水拠点での応急給水の実施 ・応急給水槽における応急給水の実施 ・臨時応急給水所における応急給水の実施
病院対策部 ◎市民病院事務部長 ○市民病院事務部総務課長	病院対策部 事務局 総務課	○病院対策部が実施する国民保護措置に係るとりまとめに関すること ・対策部長との連絡調整 ・活動指示及び入手情報の各班への伝達 ・他の対策部との連絡調整 等
	【病院管理班】 班 長：総務課長（兼務） 副班長：施設用度課長 総務課 施設用度課 経営企画室 医事課	○災害拠点病院としての体制確保に関すること ○病院施設の点検・管理・復旧に関すること ○救急告示医療機関及び他の医療機関等との連携に関すること ○救護統括班との連絡調整に関すること ○医療器材・薬品等の備蓄及び調達に関すること ○応急医療への応援に関すること ○被災患者の健康管理に関すること
	【病院医療班】 班 長：統括部長 副班長：看護部長 診療部門 看護部門	○入院患者の避難・救護及び安全確保に関すること ○災害拠点病院としての活動に関すること ○応急医療救護に関すること ○妊産婦の保護に関すること ○感染症への対応に関すること ○トリアージ（START、PAT）の実施 ○医療救護及び助産に関すること ○巡回医療に関すること ○精神的ケアに関すること
町田市消防団 ◎消防団長		○消火活動及び水防活動に関すること ○その他市の行う災害対策活動等への協力に関すること ・災害情報の収集及び伝達 ・負傷者等の救助・救出 ・行方不明者及び遺体の捜索 ・避難広報、避難誘導 等 ○消防署等との連携に関すること ○他自治体等の消防団との連携に関すること

町田市立小中学校 ◎教育長	○児童及び生徒の避難及び救護に関すること ○児童及び生徒の引渡しまでの保護に関すること ○学校施設の点検に関すること ○児童及び生徒の安否確認に関すること ○避難施設の開設への協力に関すること ○応急教育の実施に関すること ○避難施設運営にあたっての施設利用の協力に関すること ○学校施設の応急復旧に関すること ○被災学校施設の復興に関すること
------------------	--

表 11 武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務

機関の名称	分掌事務
東京消防庁 第九消防方面本部 町田消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 消火、救助・救急に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 避難住民の誘導に関すること 5 警報伝達の協力に関すること 6 消防団との連携に関すること 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報広聴班の指定

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、政策経営対策部広報広聴班において一元的に広報を行う。

② 広報手段

防災行政無線、広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口開設、防災情報メール配信サービス、ホームページ、ソーシャルメディア等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うことも考慮する。

ウ 都と連携した広報体制を構築する。

エ いわゆるデマ情報の拡散による被害拡大の防止に努めるとともに、デマ情報への注意喚起を併せて実施する。

④ 関係する報道機関への情報提供

関係報道機関については、資料編〔関係機関〕を参照

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺の安全が確保された場所に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関の例》

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握

- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 都対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。^(*) また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 都の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め

市対策本部長は、都対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

^(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の市区町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、市対策本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域、都対策本部をはじめとした関係機関等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

通信連絡の方法は、携帯電話、衛星携帯電話、市移動系防災行政無線、モバイル衛星通信機器等の通信手段を使用するほか、都対策本部に対しては東京都防災行政無線の電話、FAX、東京都災害情報システム及び画像伝送システムを使用する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付及び管理

市長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

ア 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

イ 消防団長及び消防団員

ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 水防管理者

ア 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

イ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の市区町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

市は、都の対策本部及び、都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部派遣員として市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会²を開催する場合には、市対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に

² 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて東京地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては作戦システム運用隊司令を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動³により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市区町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市区町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市区町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市区町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政

³ 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

法人をいう) に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市区町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市区町村から応援の求めがあった場合に、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市区町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告し、また市は公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 避難住民の受け入れ

市は、国の避難措置の指示に基づき、都が要避難地域の道府県と協議の上、市の区域を受入地域として決定し、通知された場合に、避難住民の受け入れを行う。

他市区町村からの避難住民を受け入れる場合の関係機関等の役割分担は、以下のとおり。

表 12 避難住民の受け入れにおける関係機関等の役割分担

機関の名称	主な役割
市	○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 避難施設（避難所）の運営 ○ 安否情報の収集・提供
都	○ 要避難地域の道府県との協議、受入地域の決定・通知 ○ 要避難地域の市区町村による避難誘導への協力 ○ 避難住民への物資・資機材の提供等 ○ 安否情報の収集・提供
警視庁（警察署）	○ 要避難地域の市区町村による避難誘導への協力 ○ 交通規制 ○ 避難施設（避難所）における警戒
東京消防庁（消防署）	○ 要避難地域の市区町村による避難誘導への協力 ○ 避難施設（避難所）における火災予防
町田市消防団	
指定行政機関	○ 避難住民の誘導の支援 ○ 避難施設（避難所）における救援の支援
自衛隊	○ 避難住民の誘導、避難住民等の救援の実施
指定地方行政機関	○ 避難住民の誘導の支援 ○ 避難施設（避難所）における救援の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	○ 避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
指定地方公共機関	

8 自主防災組織（町内会・自治会）等に対する支援等

(1) 自主防災組織（町内会・自治会）等に対する支援

市は、自主防災組織（町内会・自治会）による警報の内容の伝達、自主防災組織（町内会・自治会）の代表等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資機材の提供等により、自主防災組織（町内会・自治会）に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難施設（避難所）への配送等の体制の整備等を図る。

9 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

※ 協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表 13 国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧（再掲）

種別	項目	担当部
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項)	経済観光部
	特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項)	経済観光部
	土地等の使用に関すること。(法第 82 条)	各部
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)	各部
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 項・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	防災安全部
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)		総務部
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)		総務部

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町田市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知

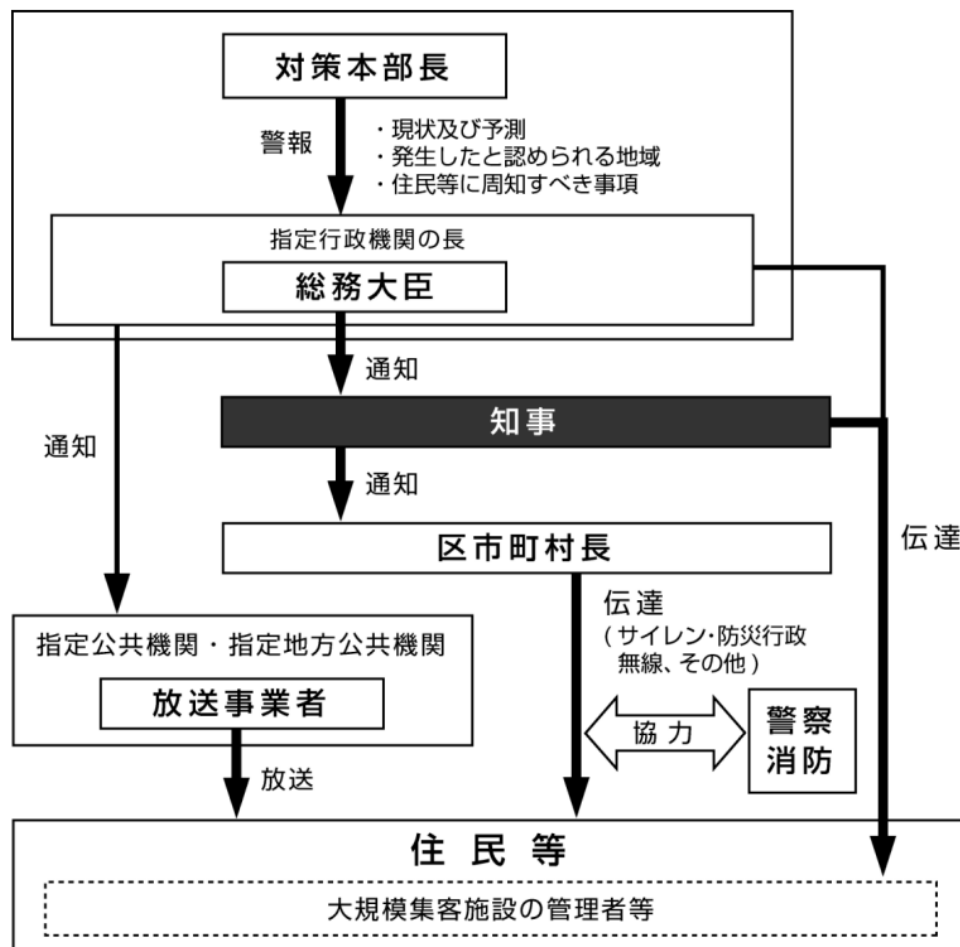
(1) 警報の内容の伝達等

- ① 市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある団体（消防団、自主防災組織（町内会・自治会）、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。
- ② 市は、都と協力して、市の区域内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市民病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町田市のホームページ（<http://www.city.machida.tokyo.jp/>）及び町田市防災 WEB ポータル（<https://www.bousai-machida.tokyo.jp/>）に警報の内容を掲載する。

図7 警報の通知・伝達の仕組み



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町田市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町田市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページ等への掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、防災情報メール配信サービス、ホームページ、ソーシャルメディアの使用、自主防災組織（町内会・自治会）等への協力依頼による市民等への伝達などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

参考【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】

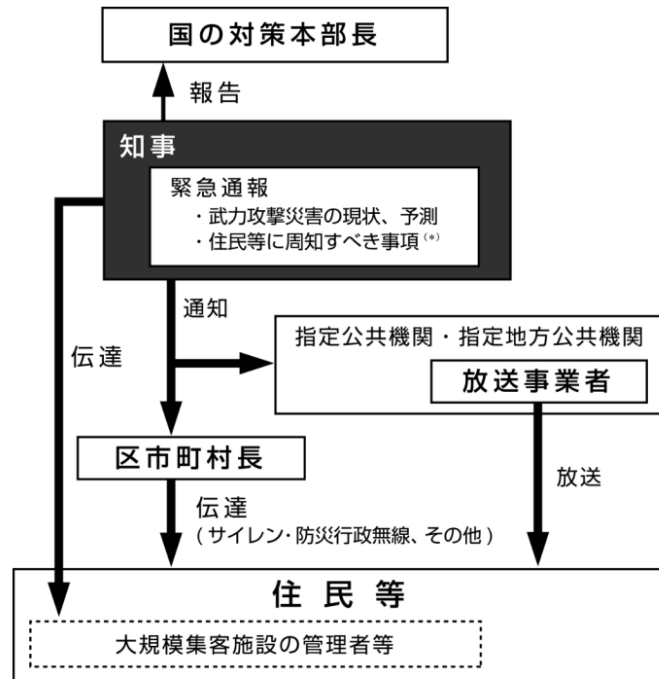
弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達する。

- (2) 市長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。
また、市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、災害統括班、福祉対策部、健康対策部との連携の下で町田市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 住民がとるべき行動
 - ・ 落ち着いて情報収集に努める（防災行政無線、テレビ、ラジオ等）。
 - ・ 警報の内容に応じ、直ちに身を守る行動をとる。
- (5) 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

3 知事による緊急通報の伝達及び通知

都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

図 8 緊急通報の発令の概要



(*) 市の指示に従って落ちついて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めることなど。

第2 避難住民の誘導等

市は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

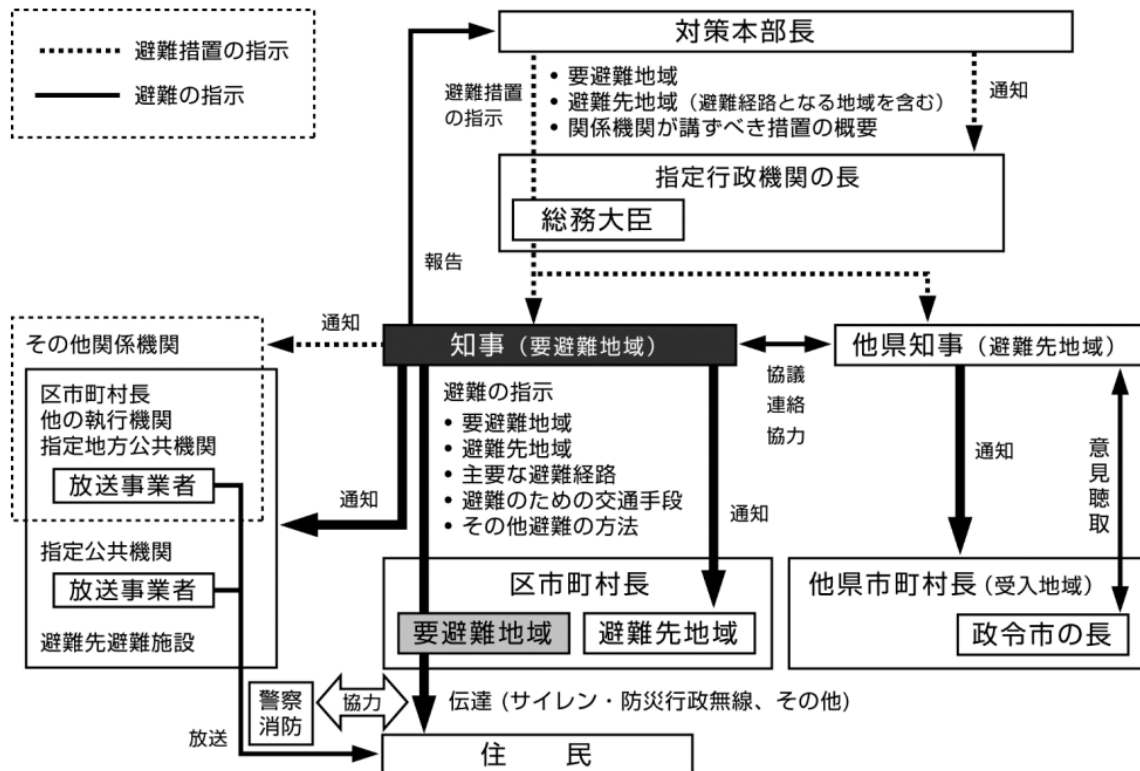
表 14 避難準備段階における関係機関等の役割分担

機関の名称	主な役割
市	○ 市対策本部の設置・運営 ○ 警報の伝達 ○ 避難誘導の準備
都	○ 都対策本部の設置・運営 ○ 避難、救援等の国民保護措置の実施準備 ○ 警報の通知・伝達
警視庁（警察署）	○ 生活関連等施設の警備強化 ○ 市に協力して警報の伝達 ○ 避難誘導の準備
東京消防庁（消防署）	○ 生活関連等施設の指導 ○ 市に協力して警報の伝達 ○ 避難誘導の準備
町田市消防団	
指定行政機関	○ 計画に基づき国民保護措置の実施準備
自衛隊	○ 自衛隊の部隊等の派遣に関する情報交換
指定地方行政機関	○ 計画に基づき国民保護措置の実施準備
指定公共機関	○ 業務計画に基づき国民保護措置の実施準備 ○ 警報の放送（放送事業者） ○ 避難住民、物資の運送準備（運送事業者）
指定地方公共機関	

1 避難の指示の伝達

- (1) 市長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- (2) 市長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

図9 住民・関係機関への避難の指示等の流れ



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

- ① 市長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警察、消防、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

- ② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者、外国人等要配慮者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(都との役割分担、運送事業者との連絡網、避難広場 (一時避難場所) 等の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定 (避難支援プラン、福祉班及び高齢者福祉班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (都対策本部との調整、国の対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

- 市長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- この場合において、市長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

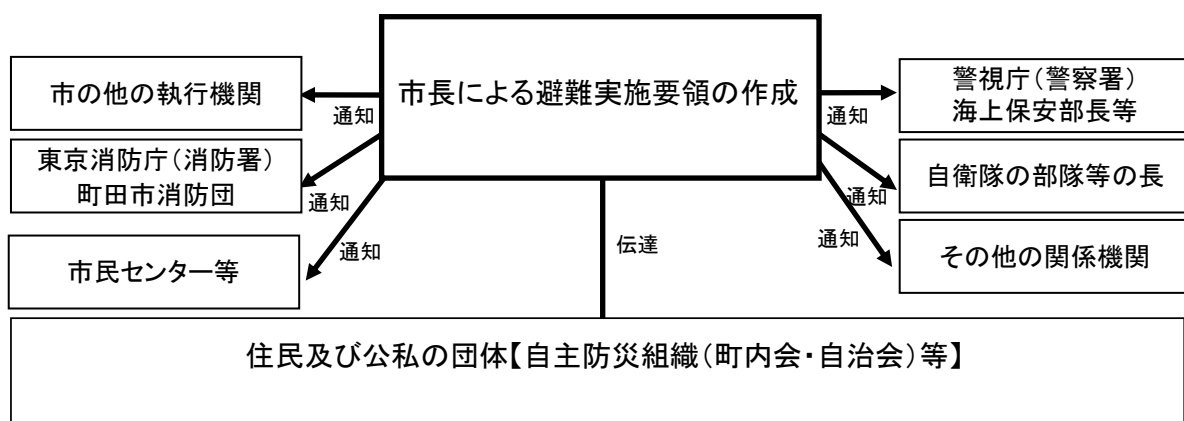
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市内の消防署長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

図 10 市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達



3 避難住民の誘導

表 15 避難段階における関係機関等の役割分担

機関の名称	主な役割
市	○ 避難の指示の周知 ○ 避難住民の誘導 ○ 避難施設（避難所）における救援の準備
都	○ 避難の指示、指示内容の通知 ○ 市による避難誘導を支援 ○ 避難施設（避難所）における救援の準備
警視庁（警察署）	○ 市と協力して避難の指示を周知 ○ 市と協力して避難住民の誘導 ○ 交通規制、放置車両の撤去 ○ 災害が発生した場合の救助活動
東京消防庁（消防署）	○ 消火、救助・救急 ○ 市と協力して避難の指示を周知
町田市消防団	○ 市と協力して避難住民の誘導 ○ 臨時の収容施設の出火防止に関する助言
指定行政機関	○ 避難住民の誘導、避難施設（避難所）における救援準備の支援
自衛隊	○ 国民保護等派遣により、避難住民の誘導、武力攻撃災害が発生した場合の対処等の実施
指定地方行政機関	○ 避難住民の誘導、避難施設（避難所）における救援準備の支援
指定公共機関	○ 避難の指示の放送（放送事業者）、避難住民・物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等必要な措置の実施
指定地方公共機関	

(1) 市長による避難住民の誘導

- ① 市長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災組織（町内会・自治会）、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

- ② なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁との連携

市長は、避難住民の誘導を行うにあたっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。なお、市内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地周辺の安全が確保された場所に現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織（町内会・自治会）等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織（町内会・自治会）の代表等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮

市長は、高齢者、障がい者等要配慮者の避難を万全に行うため、福祉班及び高齢者福祉班を設置し、都要配慮者対策統括部と連携しつつ、地域組織、社会福祉関係団体、ボランティア、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、要配慮者の避難に関して、市は、避難広場、避難施設等の拠点までの運送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる市職員は、警察、消防等と共に、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難広場の運営

市は、原則、市の区域内に所在する避難広場を運営する。

(9) 避難施設等における安全確保等

市は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難施設等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

市は、その管理する避難施設（避難所）において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、住民の避難や緊急物資の輸送等の措置の的確かつ迅速な実施を目的に、市、都及び警視庁（警察署）が市の区域の道路において、交通規制や通行禁止等の措置を行ったときは、警視庁（警察署）と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

- ① 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都が都医師会等に派遣要請した都医療救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

- ② 避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の市区町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

- ③ 市長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

- ④ 市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。また、必要に応じて避難先県と協議・調整することを都知事に対して要請する。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の

対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、都対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難生活段階における関係機関等の役割分担

避難生活段階における、関係機関等の役割分担は以下のとおり。

表 16 避難生活段階における関係機関等の役割分担

機関の名称	主な役割
市	○ 市国民保護対策本部の運営 ○ 避難施設（避難所）の運営 ○ 安否情報の収集・提供
都	○ 都国民保護対策本部の運営 ○ 避難住民への物資・資機材の提供等 ○ ライフラインが被災した場合の応急復旧 ○ 安否情報の収集・提供
警視庁（警察署）	○ 避難後の無人化した地域、避難施設（避難所）における警戒 ○ 被災者の救助活動 ○ 交通規制（特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域）
東京消防庁（消防署）	○ 火災が発生した場合の消火活動 ○ 被災者の救助・救急活動
町田市消防団	○ 避難施設（避難所）等における火災予防
指定行政機関	○ 避難施設（避難所）における救援の支援 ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
自衛隊	○ 避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処・応急復旧等の実施
指定地方行政機関	○ 避難施設（避難所）における救援の支援 ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	○ ライフライン等の安定供給・運行等 ○ 緊急物資の運送（運送事業者）、医療の提供（医療事業者）等
指定地方公共機関	○ 必要な措置の実施

(15) 核攻撃の避難退域時検査及び簡易除染の実施

核攻撃等においては、都と連携して避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

避難住民復帰段階における関係機関等の役割分担は以下のとおり。

表 17 避難住民復帰段階における関係機関等の役割分担

機関の名称	主な役割
市	○ 市国民保護対策本部の運営・廃止 ○ 復帰実施要領の作成 ○ 復帰誘導 ○ 復帰解除されても復帰できない者への救援
都	○ 都国民保護対策本部の運営・廃止 ○ 避難の指示の解除 ○ 市による復帰実施要領作成の支援 ○ 市による復帰誘導の支援 ○ 復帰解除されても復帰できない者への救援
警視庁（警察署）	○ 市と協力して復帰住民の誘導（必要に応じて） ○ 復帰地域の治安の維持
東京消防庁（消防署）	○ 市と協力して復帰住民の誘導（必要に応じて）
町田市消防団	
指定行政機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
自衛隊	○ 武力攻撃災害の応急復旧等の実施
指定地方行政機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指定公共機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 避難の指示解除の放送（放送事業者） ○ 復帰住民の運送（運送事業者）
指定地方公共機関	

4 想定される避難の形態と市による誘導

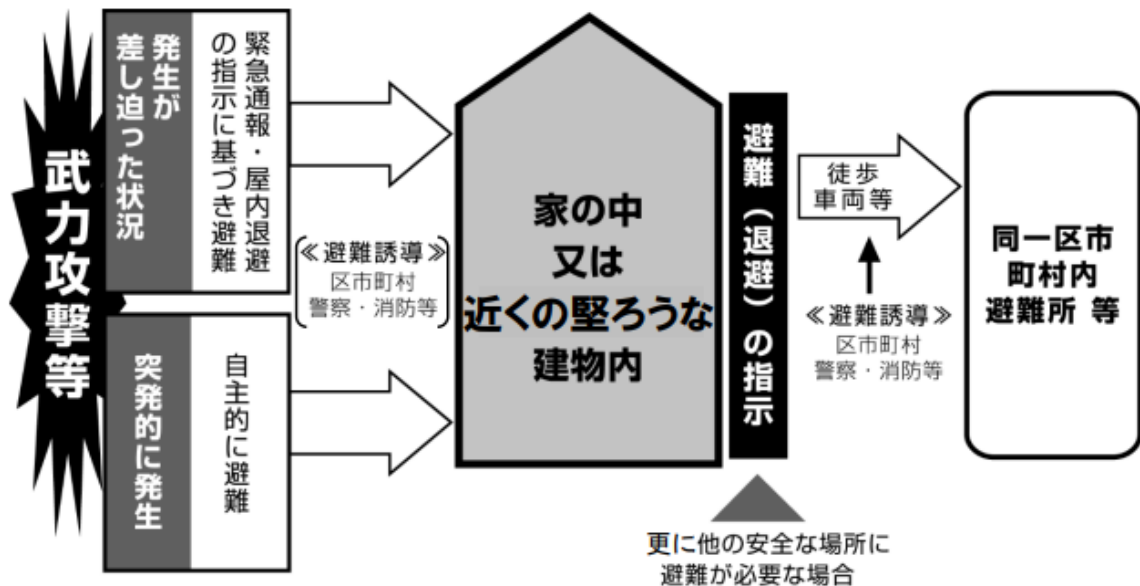
(1) 突発的かつ局地的な事態の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

① 屋外で突発的に発生

要避難地域となった市は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難施設（避難所）等まで誘導する。

図 11 屋内避難のイメージ



《該当する事態類型と避難上の留意点》

■ ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難施設に避難させる等の対応が必要

- 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠。
また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応
- 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難施設に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警察、消防、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

■ 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害

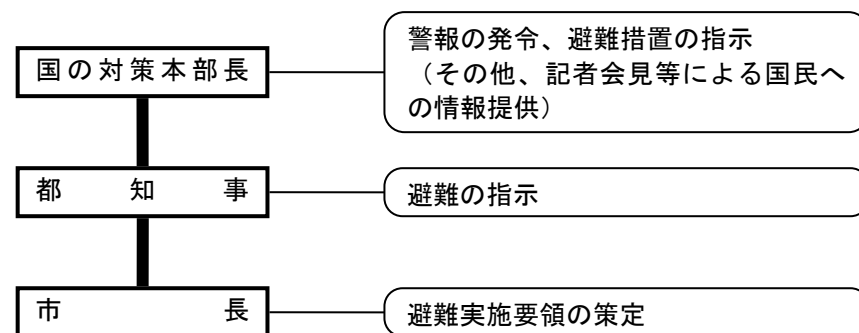
の局限化が重要

- ・ 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- ・ 市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

図 12 避難実施要領策定までの流れ



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

■ 航空攻撃（通常爆弾等）

弾道ミサイル攻撃に準じる。

なお、近年では、ドローン（無人機）による攻撃も生起しているため、留意する。

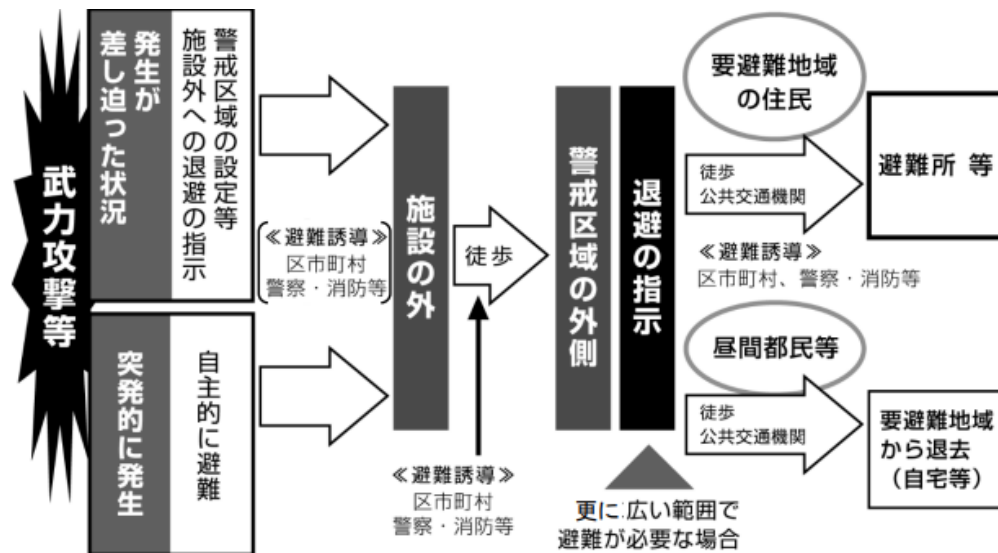
■ 緊急対処事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

② 大規模集客施設等内で突発的に発生

市は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難施設等まで誘導する。

図 13 大規模集客施設等内で突発的に発生した場合の避難イメージ



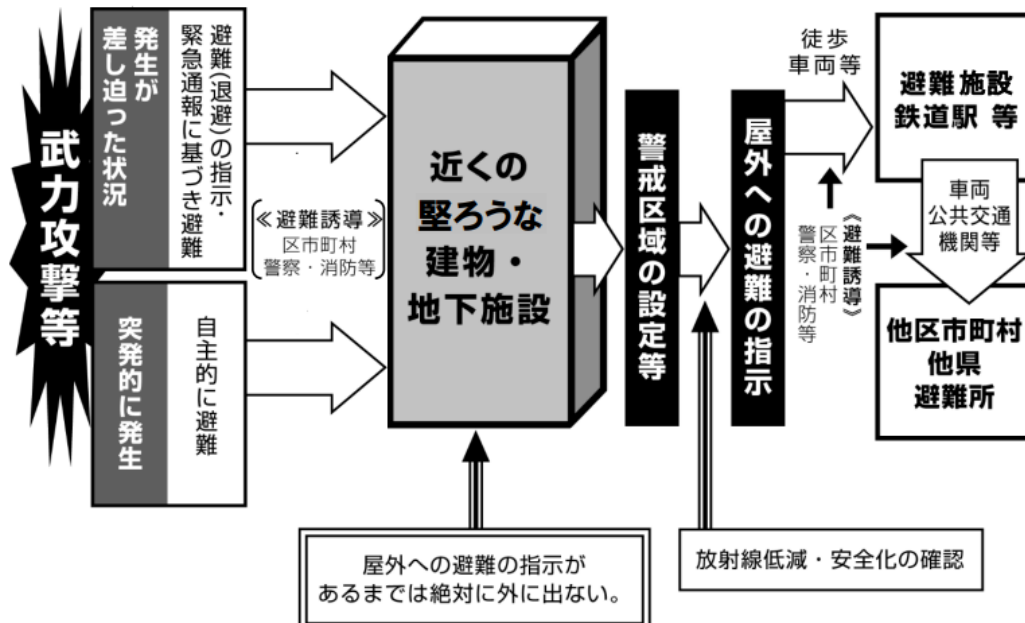
《該当する事態類型と避難上の留意点》

- 緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む））
大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった市は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難広場等を経て、他市区町村（他県）の避難施設（避難所）まで誘導する。

図 14 突発的かつ広範囲な事態の場合の避難イメージ



《該当する事態類型と避難上の留意点》

■ 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・ 市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

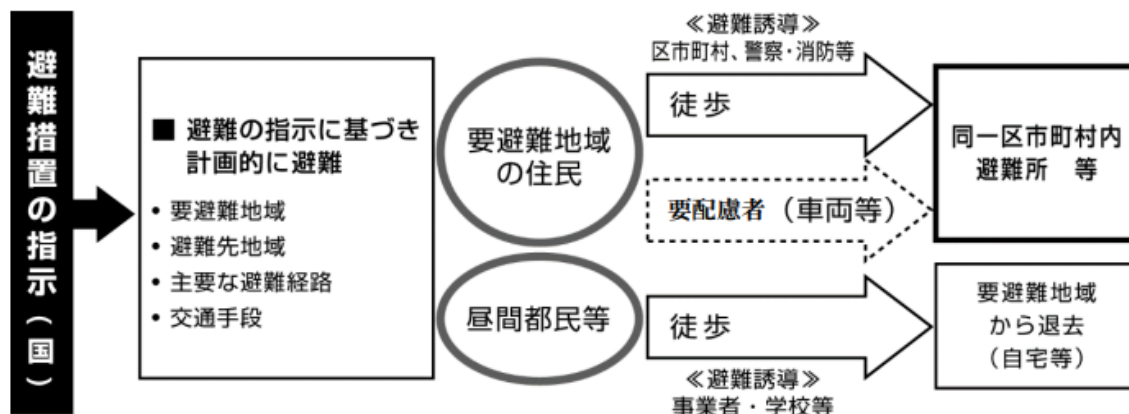
■ 航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を同一市内の避難施設（避難所）等まで誘導する。

図 15 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合の避難イメージ



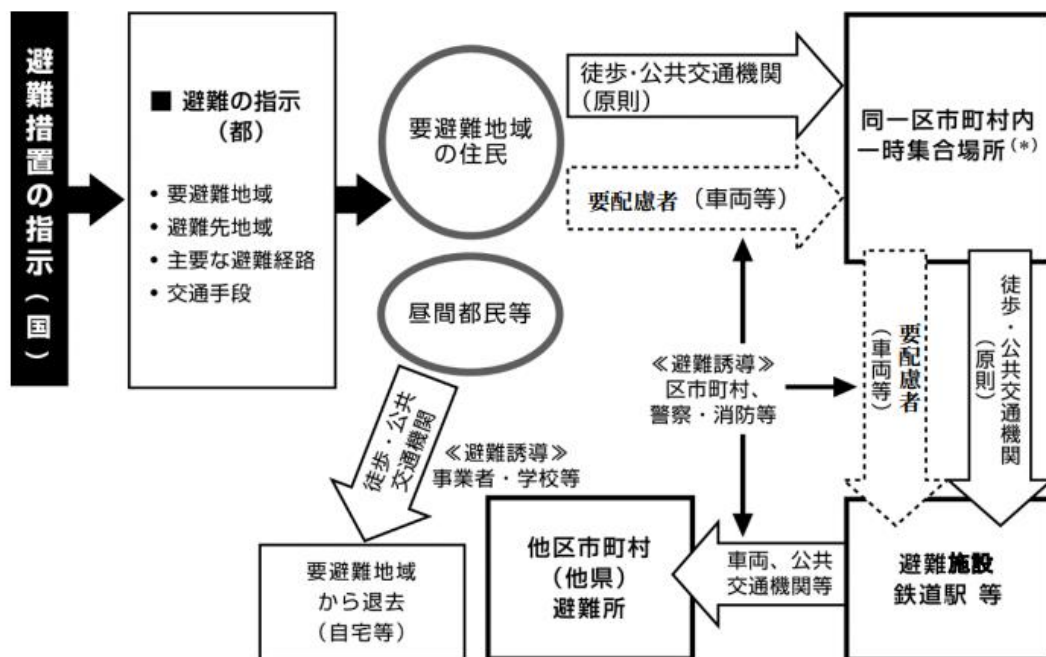
《該当する事態類型と避難上の留意点》

- ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）
警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった市は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難広場等を経て、他の市区町村（他県）まで誘導する。

図 16 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合



《該当する事態類型と避難上の留意点》

■ 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については定めない。

第6章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

市長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市区町村との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の市区町村との調整を行うよう要請する。

(3) 事業者との連携

市は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。

(4) 日本赤十字社との連携

市長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(5) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

① 避難施設（避難所）

ア 避難施設・福祉避難所の開設、運営

市は、市の区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難施設（避難所）を開設する。その際には、女性や要配慮者の視点に配慮した避難施設運営に努める。

（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難施設とする場合は都が開設及び運営する）

イ 避難施設・福祉避難所の管理

避難施設の管理（電気・ガス・水道などの設備管理や施設の維持補修など）は、市の施設を避難施設とする場合は「市」、都の施設を避難施設とする場合は「都」、民間施設を避難施設とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ行う。

ウ 避難施設内事務所の設置

市は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難施設（避難所）に「避難施設内事務所」を設置し、避難施設（避難所）開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「避難施設内事務所」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・市（長）に対する物資・資機材等の要請 等

エ 都対策本部（避難所支援本部^(*)）への報告

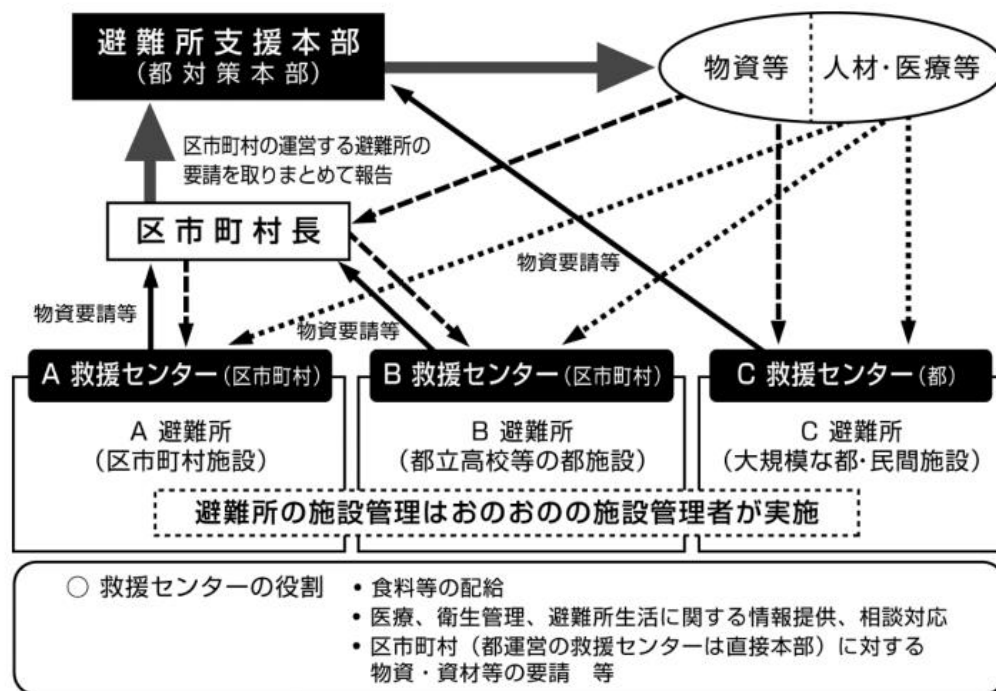
市（長）は、避難施設（避難所）における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

(*) 都は、複数の市区町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、市区町村等を通じて（都が運営する救援センター（避難施設内事務所）からは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、市区町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・応急医療の提供
- ・学用品の供給
- ・避難所における保健衛生の確保 等

図 17 避難所支援本部・避難施設内事務所の役割



② 応急仮設住宅等の供与、運営

市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が供与する応急仮設住宅等（都営住宅等の公的住宅、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により確保した住宅）に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び市における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、市における備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能または困難になった場合、市は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療に関する情報提供

市は、都及び関係機関等と協力して、避難施設周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供及び助産

救護統括班を中心とした関係機関及び市災害医療コーディネーターは、救護所等の設置、医療救護チーム等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

市は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

③ 患者の搬送

市は都及び関係機関等と協力し、被災現場や避難広場・避難施設から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・市や都の派遣する医療救護班等が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

市は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出について、緊急離着陸場（臨時ヘリポート）の確保等、必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

市は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

市は、避難施設において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 福祉サービスの提供

市は、高齢者、障がい者等要配慮者に関する情報の把握、相談対応、避難生活上の支援を行う。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める実施要領案により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(9) 学用品の給与

市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

市は、都が市の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

(10) 行方不明者の捜索及び遺体の処理

市は、警視庁、東京消防庁が中心となつて行う行方不明者の搜索に協力する。

市は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び処理等を行う。

市は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し^(*) これらを除去する。

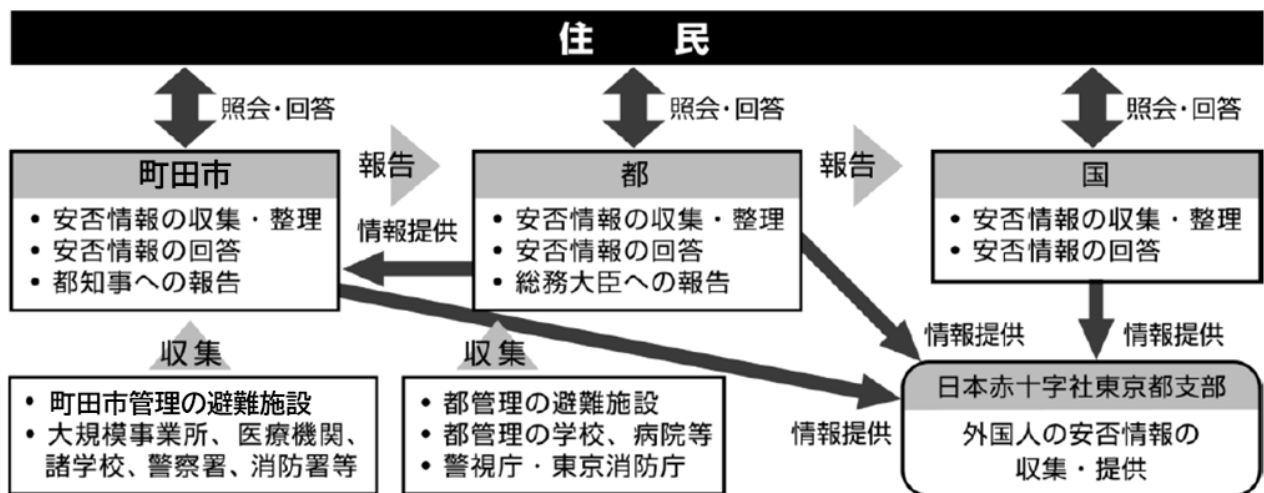
^(*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、市と協力して土石、竹木等の除去を実施。

第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

図 18 安否情報収集体制



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める他の方法により収集する。

《収集の役割分担》

- ・市 … 市管理の避難施設、市の施設（学校等）
区域内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都 … 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

(2) 安否情報収集への協力要請

市は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 都に対する報告

市は、都への報告に当たっては、安否情報システムで行い、安否情報システムが利用できない場合には、原則として、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

- ① 市は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出又は提示させる。
- ② 市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合

することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他市区町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該市区町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や都等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 都知事への通知

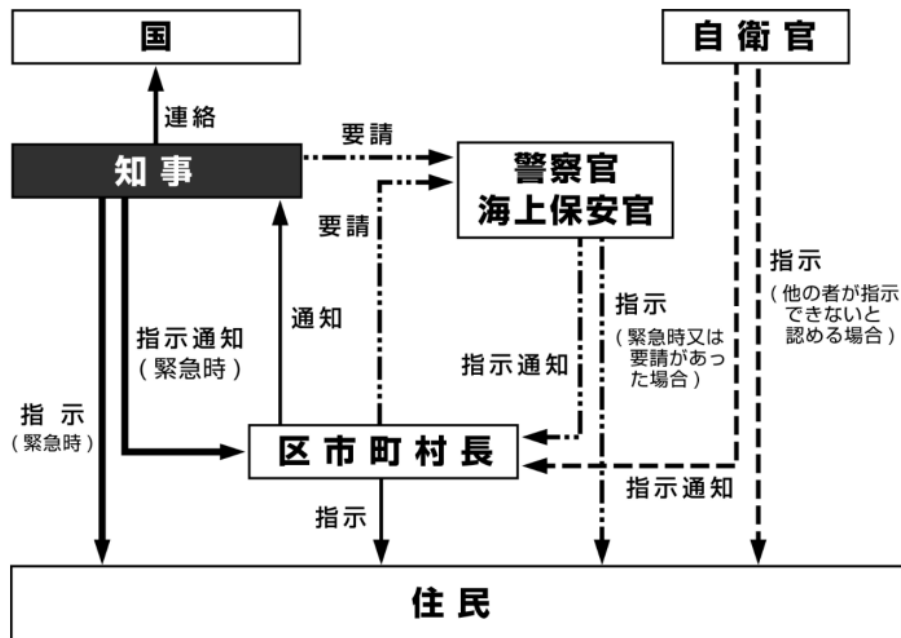
市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

図 19 退避の指示の概要



(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。^(*)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（例）】

「原町田 5 丁目」地区の住民については、避難広場である原町田地区の芹ヶ谷公園に退避すること。

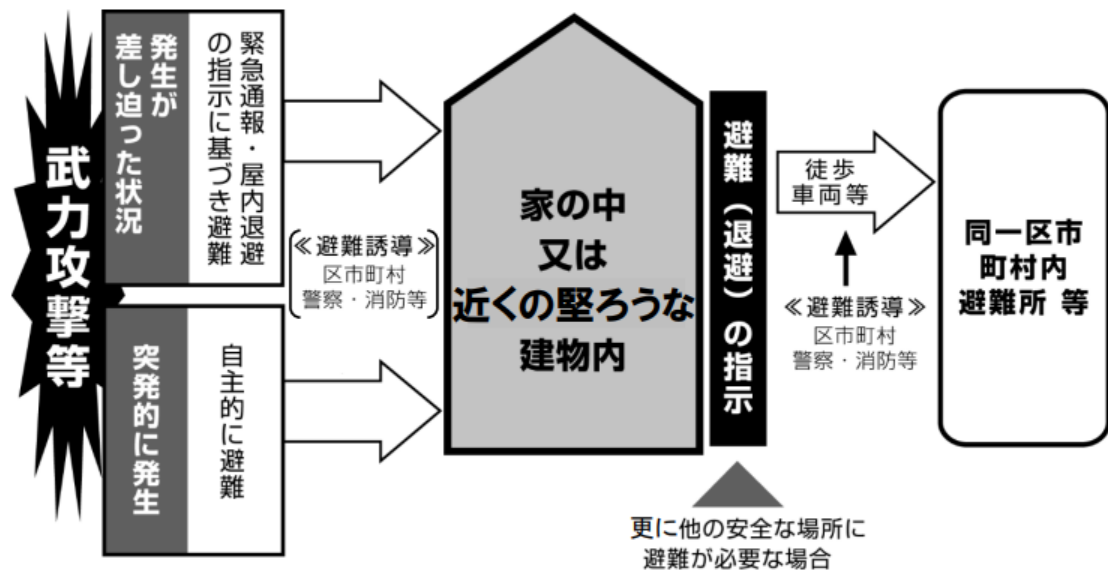
① 屋内への退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

^(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

- ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

図 20 屋内退避のイメージ



【屋内退避の指示（例）】

「原町田5丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

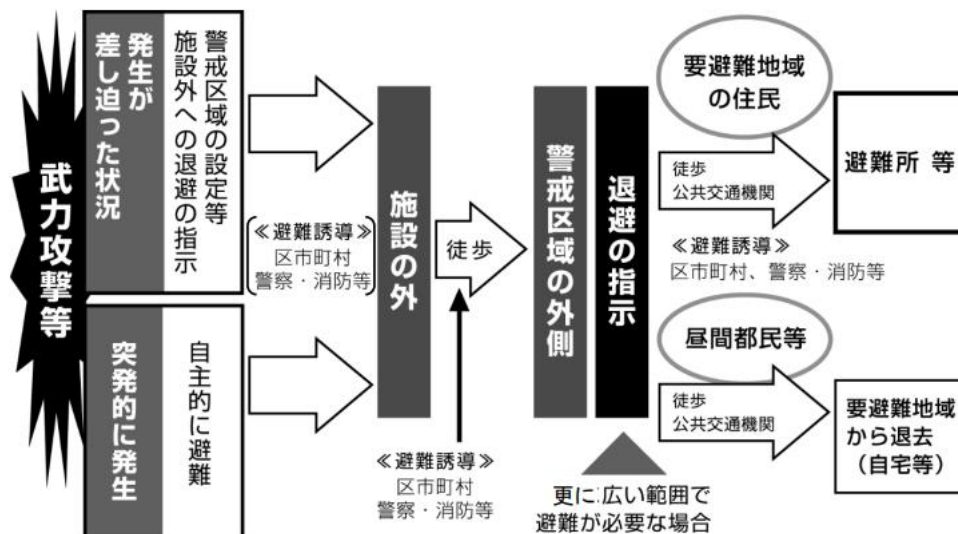
② 屋外への退避の指示

市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難施設等への退避）」を指示する。

「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・ 駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

図 21 屋外退避のイメージ



【屋外退避の指示（例）】

町田駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市長は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、ホームページ等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、海上保安部等及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察、消防、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう移動系防災行政無線等の緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必

ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、海上保安部等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災

害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 医療機関との連携

市長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(4) 安全の確保

- ① 市長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

- 市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。
- 警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物（市町村内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市町村内の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものに限る。）に係る下記②及び③の措置については、東京消防庁が行うこととなる。

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- ※ 消防法第2条第7項の危険物にかかる①の措置については、同法に基づき東京消防庁が実施

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、警視庁、東京消防庁、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

市の健康対策部は、生物剤を用いた攻撃の特殊性^(*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、災害統括班等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

(*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

表 18 国民保護法第108条第1項に基づく措置

法108条1項	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

表 19 国民保護法施行令第31条に基づく通知事項

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報等の収集

- ①市は、防災システム、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ②情報収集に当たっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等との連絡を密にするとともに、収集した情報について共有する。

2 被災情報等の報告

- ①市は、収集した被災情報の第一報を、都^(*)に対し下記様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- ②市は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、次の様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに都に報告する。

(*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

被災情報の報告様式

年 月 日に発生した による被害（第 報）

年 月 日 時 分

町田市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 町田市 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住 家 被 害		その他
死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概 況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難施設等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、保健班を編成して避難施設等に派遣する。都は、市が巡回健康相談を行うために避難施設等に派遣する保健衛生班の活動が円滑に行われるよう支援する。

この場合において、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策等

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置及び指導を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、国民保護法第二百二十四条に基づく環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準

に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画及び廃棄物処理計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、都に対して他の市区町村との応援等にかかる要請を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

避難施設生活が長期にわたる場合は、特に、児童・生徒の教育の継続に配慮する。

(2) 市税等の減免

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税等に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に関する期限の延長並びに市税等の減免及び徴収猶予の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

道路等の管理者として、市は当該公共的施設を適切に管理する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

表 20 復旧・復興における関係機関等の役割分担

機関の名称	主な役割
市	○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都市、住宅、くらし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
都	○ 道路等の公共施設の点検・復旧 ○ 都のライフライン施設の復旧 ○ 都市、住宅、くらし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
警視庁（警察署）	○ 犯罪の予防、社会秩序の維持
東京消防庁（消防署）	○ 消防相談に関すること
町田市消防団	○ 火災予防に関すること
指定公共機関	○ ライフライン施設等の復旧
指定地方公共機関	

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第5編 大規模テロ等（緊急処理事態）への対処

大規模テロ等（緊急処理事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

■ 緊急処理事態

緊急処理事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

■ 想定される事態例

事態例	事 例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダム破壊
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

■ 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い

■ 市緊急処理事態対策本部（以下、本編において、「市対策本部」という。）設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び市対策本部の設置指定が行われるまでは、市は、緊急に市民等の安全等を確保するため、市災害対策本部等を設置し、災害対策の仕組みを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び市対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。^(*)

^(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第1章 初動対応力の強化

テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、市が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。

また、平素及びテロ等の発生時、市、市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、市を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関（以下「警察・消防・自衛隊等関係機関」という。）等が連携協力して対応する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

- 市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、警察、消防等の関係機関の参画を得て連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。
- 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対応し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、市に所在する大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

(2) 「地域版パートナーシップ」を活用した連携体制

- 市は、「テロ対策東京パートナーシップ推進会議（平成20年11月発足）」により推進される「地域版パートナーシップ」を活用し、管轄警察署、関係行政機関、民間事業者と連携して、テロに対する危機意識の共有や大規模テロ発生時における協同対応体制の強化に取り組む。

(3) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

- 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、市に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。
- 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、市に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

(4) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対応を重視する。

2 対応マニュアルの整備

(1) テロ等の類型に応じた対応マニュアルの整備

市は、都が作成する「東京都大規模テロ等対応マニュアル（仮称）」及び市の特性を踏まえ、大規模テロ等対応マニュアルを整備する。

(2) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対応マニュアルの整備促進

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して市等が作成する各種対応マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対応マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

市は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資機材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資機材の備蓄

市は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資機材等について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。

6 訓練等の実施

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

7 住民・昼間市民への啓発

- 市は、テロ等の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見

した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

- 市は、市外からの通勤者・観光客等に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第2章 平時における警戒

市は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報等の把握・活用

- 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。
- 市は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

市は、市災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

- 市は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに市が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。
- 市は、危機情報の緊急性に応じて東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成18年決定）に準拠し、市が管理する施設における同基準を整備する。

第3章 発生時の対処

市は、大規模テロ等が発生した場合、国による市対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。

国による事態認定や市対策本部の設置指定が行われていない段階では、市災害対策本部等を設置し、災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 市対策本部の設置指定が行われている場合

- 市は、政府による緊急対処事態の認定及び市対策本部の設置指示が行われている場合、市対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。
- 市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急対処事態現地対策本部等を設置する。
- 国の現地対策本部長が緊急対処事態合同対策協議会^(*)を開催する場合には、市緊対本部として当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報の交換や相互協力を努めるものとする。

2 市対策本部の設置指定が行われていない場合

- 市は、災害対策の仕組みを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。
- 市は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて市内に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。
- 市は、市として迅速的確に対処するため、市災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び市対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

3 市災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

^(*) 国の現地対策本部長は、緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対処保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急対処事態対策本部等による緊急対処事態合同対策会議を開催するものとされている。

市は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（或いは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

《市が設置する場合の参加要請先》

- ・管轄する警察・消防・自衛隊、最寄の医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

① 被災者の救援

市は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

② 被災者等の搬送

市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

③ 避難の指示・誘導

- 市長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて市内に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

但し、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難広場に移動するよう、適切に指示するものとする。

- 市は、避難経路・避難広場に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、自主防災組織（町内会・自治会）・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

- 派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

④ 警戒区域の設定・周知

- 市長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

- 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて市内に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の

周知を図る。

⑤ 警戒対応の継続・強化

- 市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、市が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 市対策本部への移行

政府による事態認定及び市対策本部の設置指定が行われた場合、市は、直ちに新たな体制に移行し、市災害対策本部等を廃止する。

《緊急処理事態における警報》

市長は、緊急処理事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

市は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

市内には、原子力事業所や可燃性ガス貯蔵施設等は存在しない。ただし、市域及び近隣自治体において危険物質輸送車両等が攻撃された場合等は、危険物質の拡散、爆発及び火災等により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

市は、危険物質を有する施設等への攻撃の発生時の対策について、都・警察・消防・自衛隊等関係機関との連携に努めていく。

(3) 対処上の留意事項

市は、都・警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、警戒区域への立入制限、警戒区域に所在する住民等の避難誘導を適切に行う。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

市は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資機材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にいた安全確保措置を要請する。

③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線等を整備する。

(3) 対処上の留意事項

① 市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 警察等と連携した施設の警備強化
- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持

- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導
- ② 市は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

3 ダーティボムの爆発

(1) 攻撃による影響

- ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。
- ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。
- 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線等を整備する。

② 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、市は、事案発生時の各人の防護や放射線測定の結果、被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対応上の留意事項

① 初動対応

市は、内閣総理大臣から派遣される被ばく医療に係る医療チーム及び都・警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離れるとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

③ 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の指揮下において、東京DMA Tが行う除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。必要に応じ、日本DM A T等とも連携を行う。なお、その際、医師等に防護服を着用させ、二次汚染を防止する。

④ 汚染への対処

○ 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

○ 市は、都と連携して避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤（天然痘、炭疽菌等）の航空機等による大量散布）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 隣接市との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、市は、隣接市との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

② 普及啓発

市は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

市は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

② 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の指揮下において、東京DMA Tが行う除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。必要に応じ、日本DM A T等とも連携を行う。なお、その際、医師等に防護服を着用させ、二次汚染を防止する。

③ 感染への対処

○ 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染の

おそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

- 市は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。
 - ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
 - ・ 感染範囲の把握
 - ・ 消 毒
 - ・ ワクチン接種
 - ・ 健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

- 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。
- 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

(2) 平素の備え

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線等を整備する。

(3) 対応上の留意事項

① 初動対応

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、原因物質の特定に努める。

② 避難の指示

市は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離れるとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

③ 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の指揮下において、東京DMA Tが行う除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。必要に応じ、日本DMA T等とも連携を行う。

④ 汚染への対応

- 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。
- 市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力す

る。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

- 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線等を整備する。

(3) 対応上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘

第6編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

表 21 市の各部課における平素の業務

部 課	平 素 の 業 務
政 策 経 営 部	1 広報・広聴に関すること 2 情報提供の体制整備に関すること 3 情報システムの整備に関すること
総 務 部	1 国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること
財 務 部	1 国民保護対策関係の予算その他財務に関すること 2 被災者に対する税の減免等に関すること 3 庁舎警戒等の予防対策に関すること 4 車両の調達に関すること 5 物資・資材等の備蓄・調達に関すること
防 災 安 全 部	1 国民保護に係る総合調整に関すること 2 国民保護協議会の運営に関すること 3 国民保護計画（見直し変更を含む）に関すること 4 初動体制の整備に関すること 5 非常通信体制の整備・確保に関すること 6 職員の参集基準の整備に関すること 7 関係機関との連絡調整に関すること 8 被災情報、安否情報等の収集、提供体制の整備に関すること 9 研修、訓練に関すること 10 特殊標章等の交付・許可に関すること 11 国民保護に関する情報等の収集・分析に関すること 12 避難、救援体制の整備に関すること 13 物資・資材等の備蓄・調達に関すること 14 市民等の啓発に関すること 15 自主防災組織（町内会・自治会）等に対する支援に関すること 16 被災情報、安否情報等の収集、提供体制の整備に関すること 17 国民の権利利益の救済に係る手続等に関すること

部 課	平 素 の 業 務
市 民 部	所管施設の警戒等の予防対策に関する事
文化スポーツ振興部	1 避難、救援体制の整備に関する事 2 在住外国人等に係る対策に関する事 3 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
地域福祉部	1 要配慮者に係る対策に関する事 2 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
いきいき生活部	1 要配慮者に係る対策に関する事 2 医療に関する事 3 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
保健所	1 要配慮者に係る対策に関する事 2 医療に関する事 3 防疫に関する事 4 動物対策に関する事 5 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
子ども生活部	1 乳幼児、児童等の安全確保及び支援に関する事 2 保育施設等の整備・点検に関する事 3 要配慮者に係る対策に関する事
経済観光部	1 産業振興施設、観光施設等の整備・点検に関する事 2 農業施設等の整備・点検に関する事 3 北部丘陵施設等の整備・点検に関する事 4 国民の権利利益の救済に係る手続等に関する事
環境資源部	1 一般廃棄物処理施設の整備・点検に関する事 2 廃棄物の処理に関する事
道路部	道路及び橋梁の整備・点検に関する事
都市づくり部	1 建築物の防災等に関する事 2 公園緑地等の整備・点検に関する事 3 市営住宅等の整備・点検に関する事
下水道部	1 下水道施設等の整備及び予防対策に関する事 2 汚水処理に関する事
会計課	現金及び物品の出納及び保管に関する事
議会事務局	市議会との連絡体制の整備に関する事
選挙管理委員会事務局	他部等に対する応援のための体制整備に関する事
監査事務局	他部等に対する応援のための体制整備に関する事
農業委員会事務局	他部等に対する応援のための体制整備に関する事
学校教育部	1 学校施設の警戒等の予防対策に関する事 2 児童及び生徒に係る対策に関する事
生涯学習部	1 教育施設等の警戒等の予防対策に関する事 2 文化財の保護等に関する事
市民病院	1 病院施設の整備等の予防対策に関する事 2 医療に関する事

表 22 東京消防庁（消防署）における平素の業務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平 素 の 業 務
東京消防庁 第九消防方面 本部 町田消防署	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 装備・資機材の整備に関すること 5 特殊標章の交付・管理に関すること（東京消防庁職員に限る。） 6 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全 化対策に関すること 7 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 8 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 9 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

2 職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

表 23 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定無	市の全ての部署での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①情報収集体制
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合		②危機管理対策会議体制
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		④市災害対策本部体制
事態認定有	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全ての部署での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①情報収集体制
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	②危機管理対策会議体制
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③市国民保護対策本部体制

(*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

表 24 職員参集基準

体制		参集職員
①情報収集体制		・ 防災安全部 職員
②危機管理対策会議体制		・ 副市長（防災安全部担当） ・ 副市長 ・ 防災安全部長 ・ 政策経営部長 ・ 総務部長 ・ 秘書課長 ・ 防災課長 ・ 市民生活安全課長 ・ 危機を掌握した主管部長 ・ 防災安全部長が必要と認める職員 ・ 防災安全部職員 ・ 消防団員 自宅待機
③市国民保護対策本部体制		・ 全市職員（あらかじめ定められた職場に参集） ・ 全消防団員
④市災害対策本部体制	第1配備体制	・ 防災安全部 全職員 ・ 消防団（消防団長の判断により、必要に応じて自宅待機） ・ 各課及び各事務所ごとに管理職を除く 2名 ・ 総務課 4名 ・ 職員課 4名 ・ 市有財産活用課 車両管理係を除く 5名 車両管理係 50% ・ 災害対策本部指定職員 全員 ・ 管理職 全員 ・ 被害の状況等に応じて必要な職員 ・ 被害の状況等に応じて必要な消防団員
	第2配備体制	・ 各課及び各事務所の 50% ・ 被害の状況等に応じて必要な職員 ・ 被害の状況等に応じて必要な消防団員
	第3配備体制	・ 全ての職員 ※避難施設指定職員及び市民センター指定職員は、あらかじめ定めた職場に参集する。 ・ 全消防団員

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、次のとおりとする。

表 25 町田市対策本部長、対策副本部長及び対策本部員の代替職員

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長（市長）	副市長（防災安全部担当）	副市長	防災安全部長
副本部長（副市長）	防災安全部長	総務部長	その他の部長
本部員（各部局長等）	部局内課長（職務代理順位による）		

(6) 本部の代替機能の確保

市対策本部を本庁舎内に設置できない場合は、市対策本部長が武力攻撃事態等の発生地域、被害状況等を勘案し、サン町田旭体育館等の市が管理する公共施設から設置場所を選定し、決定する。

(7) 職員の所掌事務

市は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

3 警察・消防の初動体制の把握等

(1) 警視庁（警察署）及び東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

市は、警視庁（警察署）及び東京消防庁（消防署）からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における警視庁（警察署）及び東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、市は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。さらに、市は、東京消防庁が特別区における消防団員の参集基準として定める基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するよう努める。

表 26 国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧

種別	項目	担当部
損失補償 (法第 159 条 第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)	経済観光部
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)	経済観光部
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)	各部
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 3 項)	各部
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 項・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、 123 条第 1 項)	防災安全部
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)		総務部
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)		総務部

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の市区町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、他の市区町村（神奈川県内の隣接市を含む）、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、東京都防災行政無線電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町田市国民保護計画の都への協議

市は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市と都の役割分担

市は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

市長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁(消防署)と緊密な連携を図る。

3 近接市区町村との連携

(1) 近接市区町村との連携

市は、近接市区町村（神奈川県の中津川市を含む）の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市区町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市区町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資機材の供給体制等における近接市区町村相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

市は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接市区町村等と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市の区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資機材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

市は、都及び関係機関と協力し、市の区域内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所に対する支援

市は、東京消防庁(消防署)が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 自主防災組織（町内会・自治会）等に対する支援

(1) 自主防災組織（町内会・自治会）等に対する支援

市は、自主防災組織（町内会・自治会）等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織（町内会・自治会）等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織（町内会・自治会）等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織（町内会・自治会）等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織（町内会・自治会）に対する指導、訓練を実施するにあたっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 自主防災組織（町内会・自治会）以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他の

ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

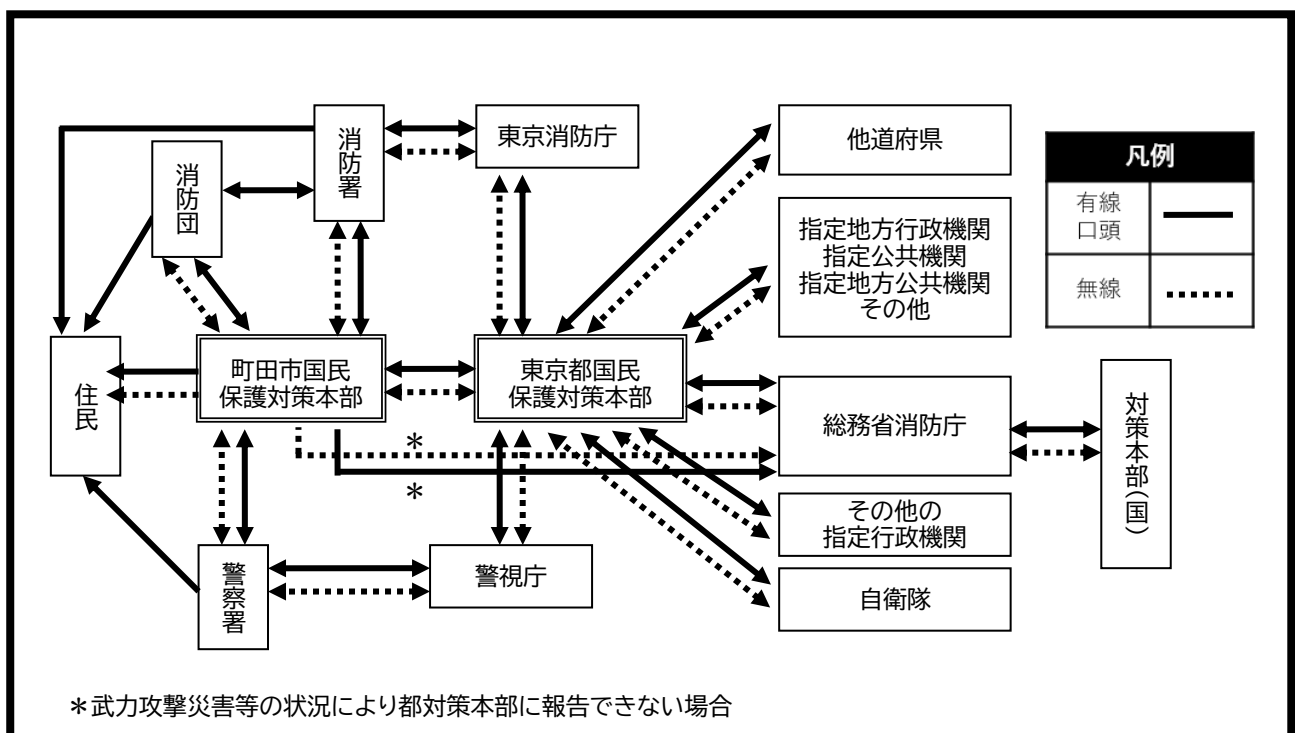
市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

武力攻撃事態等における通信連絡系統は以下のとおり。

図 22 通信連絡系統図



第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

また、市は、国（官邸）から国民保護情報などの緊急情報を送信する、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）を導入している。

表 27 非常通信体制確保にあたっての留意点

	非常通信体制確保にあたっての留意点
施設・設備面	・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・ 都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

- 市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、地域組織、社会福祉関係団体、ボランティア、国際交流団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対する伝達に配慮する。
- 市長は、その職員を指揮し、東京消防庁（消防署）の協力を得て、あるいは自主防災組織（町内会・自治会）等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。
- 警報の伝達にあたっては、防災情報メール配信サービス、ホームページ、ソーシャルメディアの使用、自主防災組織（町内会・自治会）等への協力依頼による伝達などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等のため、東京都防災行政無線及び町田市防災行政無線、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク、モバイル衛星通信機器等の的確な管理・運用を行う。

(3) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（東京海上保安部、横浜海上保安部等）をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

- 市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市の区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。また、市は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス ・大規模な繁華街 ・大規模（超高層）集合住宅 他

○ 市は、都及び東京消防庁（消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(6) 民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

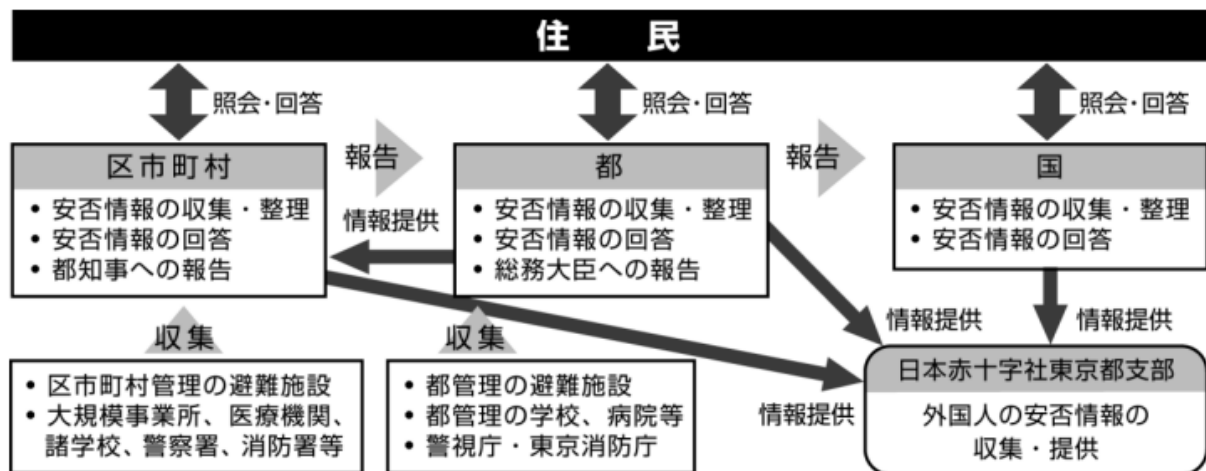
また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

表 28 収集・報告すべき情報

	避難住民（負傷した住民も同様）	死亡した住民
共通	①氏名（フリガナを含む。） ②出生の年月日 ③男女の別 ④住所（郵便番号を含む。） ⑤国籍 ⑥①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦連絡先その他必要情報	

個別	⑧負傷（疾病）の該当 ⑨負傷又は疾病の状況 ⑩現在の居所 ⑪親族・同居者への回答の希望 ⑫知人への回答の希望 ⑬親族・同居者・知人以外のものからの 照会に対する回答または公表の同意	⑧死亡の日時、場所及び状況 ⑨遺体が安置されている場所 ⑩①～⑨を親族・同居者・知人以外のも のからの照会に対する回答に係る同意 の有無等
----	--	--

図 23 安否情報の収集・提供の概要



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市区町村が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応
 - ・市・・・・・・・・市管理の避難施設（避難所）^(*)
市施設（学校等）
区域内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
 - ・都・・・・・・・・都管理の避難施設、都施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等
- 住民等からの照会に対しては、都、市それぞれが、共有する安否情報に基づき回答

(3) 住民等への周知

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

^(*) 町田市地域防災計画では、災害対策基本法（第49条の7）に規定される指定避難所を「避難施設」と呼称しているが、東京都が国民保護法（第148条）に基づき指定している市内の「避難施設」は公園・グラウンド等も含まれる。混同を避けるため、避難者の仮宿泊等が可能ないわゆる避難所について、本計画では「避難施設（避難所）」と表記する。

(4) 安否情報システムの活用

市は、安否情報の収集、報告及び提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（安否情報システム）^(*)を活用する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

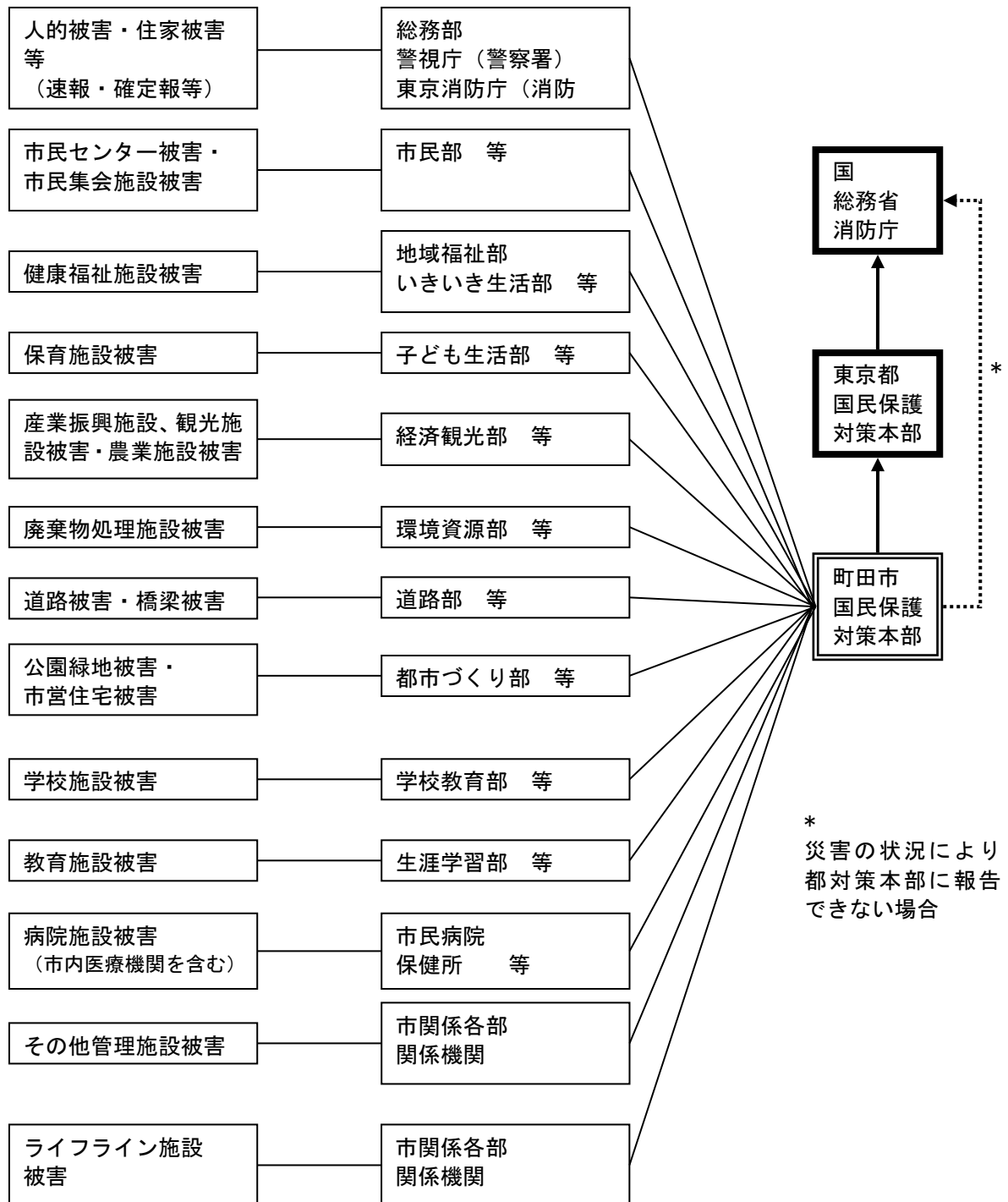
市は、被災情報（以下参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

《収集・報告すべき情報》

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 武力攻撃災害の発生日時・場所2 発生した武力攻撃災害の概要3 人的・物的被害状況<ol style="list-style-type: none">① 死者、行方不明者、負傷者② 住宅被害③ その他必要な事項4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況 |
|--|

^(*) 国民保護法第32条第4項に規定する国民の保護に関する基本指針に基づき、国及び地方公共団体が開発したシステム。都道府県や国への安否情報の報告や、住民等への照会に回答するために使用する。

図 24 被災情報の収集・報告系統



(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備^(*)

市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

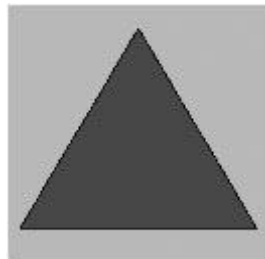


図 25 特殊標章

^(*) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書、1977年採択）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

図 26 身分証明書のひな型

表面	裏面												
(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身 分 証 明 書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card /Date of issue 2006/04/01 証明書番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">身長/Height</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">眼の色/Eyes</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 10px;"> その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 50px 0;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 10px;"> 印章/Stamp </td> <td colspan="2" style="width: 50%; text-align: center; padding: 10px;"> 所持者の署名/Signature of holder </td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type 			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair											
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type 													
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER													
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder												

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

(2) 交付要綱の作成

市は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。（資料_町田市特殊標章及び身分証明書の交付に関する要綱）

(3) 特殊標章等の作成・管理

市は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要がある場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

なお、国民保護に関わる町田市消防団員の特殊標章等は市が作成・管理する。

第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織（町内会・自治会）のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市区町村、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。また、都県境域に位置することから、神奈川県との訓練の共同実施等についても考慮する。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、都、警察、消防、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織（町内会・自治会）の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織（町内会・自治会）などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 市は、警視庁（警察署）と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- ⑦ 市は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設等のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【市において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
 - (※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 市の区域内の道路網のリスト
 - (※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
 - (※ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
 - (※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設等のリスト
 - (※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのデータ)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - (※ 備蓄物資の所在地、数量、市の区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
 - (※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自主防災組織（町内会・自治会）等の連絡先等一覧
 - (※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
 - (※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧)
- 警察機関のリスト
 - (※ 警視庁、方面本部、警察署の所在地等の一覧)
- 避難行動要支援者避難支援プラン

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市（多摩市、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、大和市等）と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。あわせて、都と神奈川県との間で行われる情報共有体制や、

九都県市における相互応援体制等の整備動向を把握する。

(3) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、要配慮者（乳幼児、高齢者、障がい者及び外国人等）自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している町田市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、市福祉担当部局を中心に「福祉班」「高齢者福祉班」を迅速に設置し、都の要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）」や「「避難実施要領のパターン」作成の手引き（平成23年10月）」を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

市は、救援について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 避難施設内事務所運営の準備

市は、運営する避難施設（避難所）において避難住民の生活を支援するために設置する「避難施設内事務所」に関する運営マニュアルを、都の避難所運営に関する指針に基づき改善に取り組む。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道 路 （路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄 道 （路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

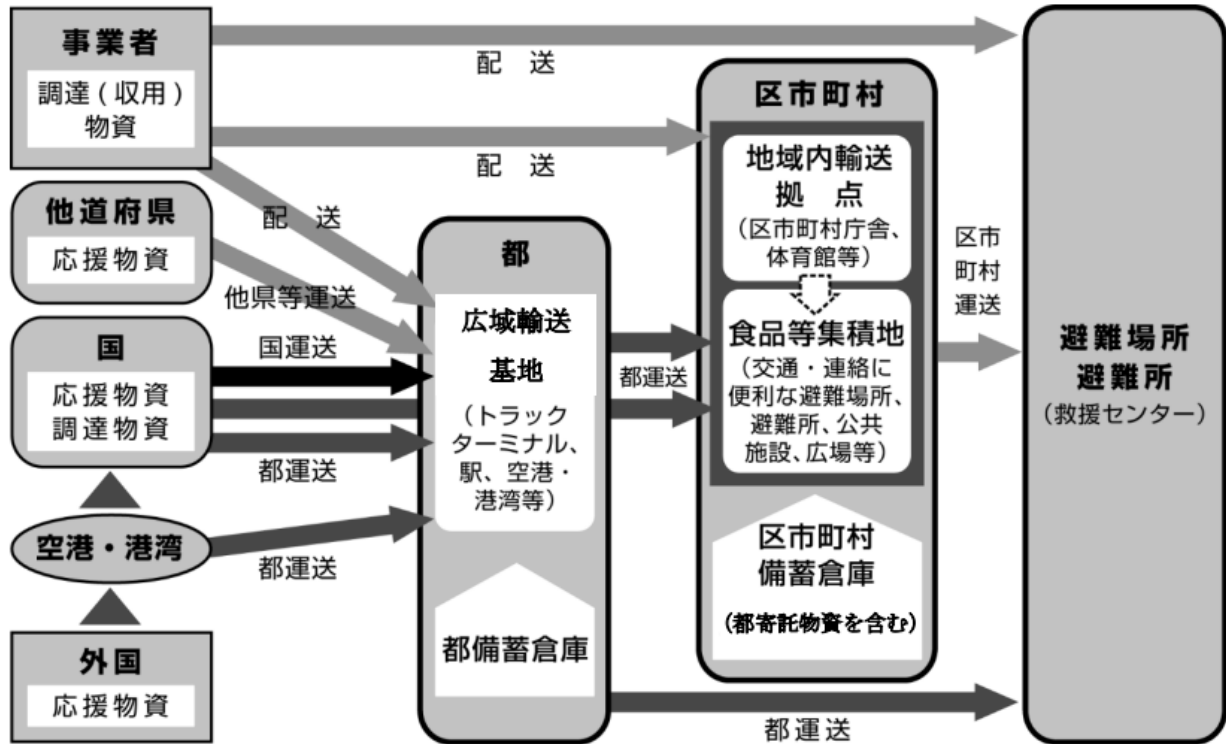
(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難施設等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

図 27 緊急物資等の配送の概要



5 避難施設等の指定への協力

市は、都が行う避難施設等の指定に際しては、以下の区分に応じて施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど都に協力する。

表 29 避難施設等の区分（都国民保護計画を基に作成）

区分	用途	施設
避難施設 (避難所)	○都国民保護計画における避難所に相当する施設 ○避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・ 小、中、高等学校 ・ 公民館 ・ 体育館 ・ 劇場、ホール ・ コンベンション施設
避難施設内事務所 (救援センター)	○都国民保護計画における救援センターに相当する避難施設内の事務所 ○事務所には要員を常時配置し、避難者名簿、事務用品等を準備する	
二次避難施設 (二次避難所)	○自宅、避難施設での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障がい者等要配慮者を一時的に受け入れ、保護する場所	・ 社会福祉施設等
避難広場 (避難場所)	○特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・ 都立公園 等

市は、都が指定した避難施設等に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の名称、住所等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、把握するとともに、都との連絡体制を整備する。

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（令和7年3月31日付内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付事務連絡）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

表 30 生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法 施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経 済 産 業 省
	2号	ガス工作物	経 済 産 業 省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国 土 交 通 省 環 境 省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国 土 交 通 省
	5号	電気通信事業用交換設備	総 務 省
	6号	放送用無線設備	総 務 省
	7号	水域施設、係留施設	国 土 交 通 省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国 土 交 通 省
	9号	ダム	国 土 交 通 省
	10号	(国民保護法施行令第28条)の取扱所	
第28条	1号	危険物	総 務 省 消 防 庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚 生 労 働 省
	3号	火薬類	経 済 産 業 省
	4号	高压ガス	経 済 産 業 省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚 生 労 働 省 農 林 水 産 省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経 済 産 業 省
	10号	生物剤、毒素	各 省 庁 (主 務 大 臣)
	11号	毒性物質	経 済 産 業 省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警視庁（警察署）等との連携を図る。

第3章 物資及び資機材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資機材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材については原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資機材⁴については、国や都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、新たに備蓄、調達に努める。

(3) 都及び他の市区町村との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資機材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資機材を調達することができるよう、他の市区町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

⁴ 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織（町内会・自治会）の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 応急救護、避難等の普及・啓発

東京消防庁（消防署）は、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等と連携し、地域住民の応急救護、避難等の普及・啓発を行う。

(4) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、市の区域内の事業者の理解を得るよう努める。

(5) 学校における教育

町田市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 市は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。また、市は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者

の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

市は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。